臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」

――第一回・第二回総会より―

プト 池 昇

はじめに

墓調査委員会関連史料群を拠り所に、第一回総会(昭和十年六月二十七日)と第二回総会 した臨時陵墓調査委員会について、宮内公文書館所蔵の『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵 本稿は、宮内大臣の諮問機関として長慶天皇陵治定へ向けての動向において重要な役割を果

のA・B・C・Dを著している。 さて著者は、臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」について、すでに以下

年七月十二日)に焦点を当てて論じるものである。

「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査―設置から『伝説箇所』の審議まで―」(『日 本常民文化紀要』第三十九輯、平成二十四年三月)

究叢書9歴史認識のグローカル研究』二〇一六年三月、成城大学グローカル研究センター) 「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵決定への道程―七点の『答申案』―」(『グローカル研

В

D 臣・枢密院議長の『会見』まで―」(『日本常民文化紀要』第三十二輯、平成二十九年三月) 「長慶天皇陵の治定と『擬陵』―『臨時陵墓調査委員会録』の検討から―」(無窮会『東洋文

「長慶天皇陵と『擬陵』―臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から宮内大臣と総理大

明しようとしたのとともに、昭和十一年四月時点での「長慶天皇御陵伝説箇所」の一覧を翻刻 して、当時における「長慶天皇御陵伝説箇所」の全容を明らかにしたものである。 委員会に直接関わる公文書(『臨時陵墓調査委員会書類及資料』〔後述〕)に拠ってその実態を解 このA~Dについて本稿との関連において振り返ると、Aは、研究史上初めて臨時陵墓調査 化』復刊第百十四号〔通巻第三四八号〕、平成二十九年四月〕 Bは、『臨時

部において、「擬陵」との概念がどのように考えられるに至ったのかについて明らかにしたもの 較検討したものである。Cは、本稿でも主に依拠した『臨時陵墓調査委員会録』とBで利用 法過程研究会収集文書岡本愛祐関係文書の「所謂擬陵ノ問題」によって、臨時陵墓調査委員会 た岡本愛祐関係文書「所謂擬陵ノ問題」に拠りつつ、臨時陵墓調査委員会ならびに宮内省上層 が作成した長慶天皇陵の所在地をめぐる計七点の「答申案」を翻刻するとともに、それらを比 陵墓調査委員会書類及資料』と東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部近代立

含めて論じたものである。 である。Dは、Cと概ね同様の視点から、 関係史料の範囲を拡大して、『昭和天皇実録』等をも

向けての議論について考察しようとするものである。 その上で本稿は、 臨時陵墓調査委員会の発足直後の時点に焦点を定め、 長慶天皇陵の治定へ

る。つまり、 さてA~Dは、 A・Bの執筆に当っては主に『臨時陵墓調査委員会書類及資料一~七』(『歴史的 執筆に際して利用し得た主要な史料という観点から二つに分けることができ

関連史料を利用する機会を得た。これは、まさに臨時陵墓調査委員会についての包括的な記録 段階では、これに加えて宮内公文書館所蔵 七三二「臨時陵墓調査委員会諮問書類」として収載)を用いた。これは、 によって作成された諸種の書類・資料を網羅的に綴り込んだものである。またC・Dの執筆の 資料目録 (陵墓課保管分)』〔昭和五十年〈平成十三年三月追加補訂〉〕に「考説資料C―1総記 『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵墓調査委員会 臨時陵墓調査委員会

というべきものであり、C・Dまた本稿は、この『臨時陵墓調査委員会録』等の臨時陵墓調 委員会関連史料の利用が可能となったことによってはじめて著すことができたものである。

の関連でひと言付け加えると、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』には、 総会・小委員会で配布された書類・資料の類に限らず、臨時陵墓調査委員会の第一回総会以前 なお右にみた 『臨時陵墓調査委員会書類及資料』について、臨時陵墓調査委員会そのものと 臨時陵墓調査委員会の

委員会録』等には綴り込まれなかった書類・資料もが収められている。 に宮内省で作成された書類・資料や、臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会では配布されるに の総会・小委員会で配布されたであろうにもかかわらず何らかの理由によって『臨時陵墓調査 は至らなかったもののその準備のために作成された書類・資料、そして、臨時陵墓調査委員会

時陵墓調査委員会録』をよく補うものであるとともに、欠かすべからざる史料であると言うこ その点で、臨時陵墓調査委員会の研究のためには 『臨時陵墓調査委員会書類及資料』

とができる。

時陵墓調査委員会関連史料群は、宮内省およびその周辺の動向等々を如実に示す極めて重要な なお、本稿で用いる字体についてここで述べておく。本稿で依拠する宮内公文書館所蔵の臨

れでも必ずしも厳密に常用漢字等の使用に拘束されず、例えば原史料で一貫して用いられてい 字体を活かす方針を採った。要旨の部分を含む本文では基本的には現行の字体に拠ったが、そ 稿では、史料を引用する場合は敢えて字体を現行の字体に直さず、出来得る限り史料のままの 史料であると同時に、当時の公文書に用いられた字体を今日に伝える史料でもある。そこで本 る場合(「傳」「證」等)や人名・地名・年号等の固有名詞では、史料に見られる字体にも拠っ

また本論文では、史料の引用に他に、 史料、 特に「速記録」から個々の発言の要旨を現代文

もないとは思うが、念のためここに記しておく。 カナに拠るのが基本であり、原史料の引用と「速記録」にみる発言の要旨とが混同されること 録」を含め本論文で用いる臨時陵墓調査委員会関連の史料群の場合、 で示す場合が多くある。その場合、地の文に「 」で括る等の方法の他、一行目に発言者を示 二行目の冒頭に「・」を打って以下現代文で発言の要旨を述べる方法を採用する。「速記 原史料の仮名表記はカタ

一 第一回総会(昭和十年六月二十七日)

かなように、「第一回総会議事録」は第一回総会の議事の概要を載せ、「第一回総会速記 貝 會議事録」(以下、「第一回総会議事録」という)と「第一回臨時陵墓調査委員会議事速記録 頭)・浅田恵二・芝葛盛(編修官)・辻善之助・黒板勝美・濱田耕作・荻野仲三郎 分まで宮内大臣官舎において開催され、湯浅倉平宮内大臣、大谷正男委員長、渡部 、以下、「第一回総会速記録」という)がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれ 『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部[』]』は第一回総会について、「第一回臨時陵墓調査委員 臨時陵墓調査委員会第一回総会は、昭和十年六月二十七日木曜日午後四時十分から五時 伊藤武雄・林與之助・和田軍一幹事、 山崎鐵丸・松井彌吉郎・小川三郎書記が出 原 田 作 した。 た。 録」は は明ら |淑人委 五十五

回総

第

回総会における出席者個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下第一

六

会の内容について、この両者から、あるいはそれぞれから、適宜引用・要約しながら述べるこ

「委員長挨拶」

とにしたい。

でに前稿Aで『臨時陵墓調査委員会書類及資料一』から引いたので、ここでは「別紙二」とし として印刷されたものが綴り込まれている。「別紙一」として配布された「宮内大臣挨拶」はす 拶」があった。「第一回総会速記録」にはその「朗読」が記されているとともにその内容が冊子 て配布された冊子から「委員長挨拶」を引用する。次の通りである。 第一回総会では、議事に先立って湯浅宮内大臣と大谷委員長(宮内次官)からそれぞれ「挨

「臨時陵墓調査委員會ニ於ケル大谷委員長挨拶

「昭和十年六月廿七日」」

委員長挨拶

リマシタヤウニ陵墓ノ調査考證ノコトハ極メテ重大テアリマス非常ニ御多忙ナル皆様方ヲ煩 肖ナカラ規定ニ依リマシテ委員長ノ席ヲ汚スコトニナリマシタ只今大臣閣下ヨリオ示シニナ

私カラ一言御挨拶申上ケマス此度臨時陵墓調査委員會カ設ケラレマシタニ就キマシテ私不

スコトハ眞ニ恐縮テ御座イマスカ皆様ノ御盡力ニ依リマシテ此ノ重大ナル事業カ速ニ達成セ

トウカ宜 力足ラナイコトヲ痛感致シマスカ皆樣ノ御援助ニ依リマシテ職責ヲ全ウ致シタイト存シマス ラレ本委員會ノ任務ヲ完了致シタイト存スル次第テアリマス私素ヨリ淺學菲才ノ者テ任重 シク御願 ヒ致シマス

事ヲ一言申上ケテ置キマ ヌマア試シト致シマシテ五年以内ニ完了シタイト云フ希望ヲ有ツテ居リマス先ツ第一ニ此 タイノテアリマスルカ併シ事カ重大テアリマス テハナイノテアリマスカ余リタラ~~長引クコトハ勿論望ミマセヌ又出来ル丈早ク完了致シ 有ツテ居ル ハ完了ノ時期ハ別ニ豫定サレテハ居リマセヌカ向後五年以内ニ調査審議ヲ終了シタイ希望ヲ 之ヨリ議事ニ入ルノテアリマスルカ其ノ前ニ 三申上ケタイコトカ御座イマス此ノ委員會 ノテ御座イマス尤此ノ五年ト申シマシテモ別ニ何カラ年數ヲ割リ出シタト云フノ ·ス ノテサウ年數ヲ短ク豫定スル譯ニモ行キマセ

マス諮問事項及諮問事項以外ノ話カイロ 秘密ヲ守ラレル 第二ニ委員會ノ議事ニ關シマシテハ申 ヤウニ願 ス え迄モアリマセヌカ絶對ニ秘密ニ (一出マセウト思ヒマスカ内容ニ付キマシテハ絕對 願ヒタイノテアリ

ヒマ

問 ウト思ヒマス其様ナ場合又出張ノ時テナクトモ委員ニナツテ居ラレルト云フ關係テ諸方カラ 合カ來ルトカ或ハ意見ヲ求メラレルト云フコトカ御座イマセウ陵墓ノ考證 次ニ之モ申ス迄モアリマセヌカ考證調査ノ爲メニ各地ニ出張スルト云フヤウナ場合 ノコト ハ極メテ カアラ

ルト思ヒマス其ノ邊モ御注意願ヒタイト存シマス カアツタ如ク解シテシマフトカ或ハ夫レヲ本トシテイロ~~書クト云フ面白クナイコトカア 煩シタイト思ヒマストウカ致シマスト自分ノ方ニ都合ヨク聞付ケテ恰度有利ナ御意見 カラ陵墓ノ考證上一般カラ期待ヲ懸ケラレル様ナ御意見ノ發表カアリマセヌヤウニ御注意ヲ 重大ナル事柄テ夫レノ決定等ハイロ~~複雜ナル手續ヲ要スルコトハ固ヨリノ事テアリマス ノ殺表

座マスシ必要ニ依リマシテ度々開クコトカ御座イマスト致シマシテモ別ニ時期ヲ決メル譯ニ ヌカ段々ニ情況ニ依リマシテ御相談申上ケルコトニ致シマス ケレハ開カレヌト云フコトモアリマセウ之ハモノニ依ルノテアリマスルカラ一概ニ申セマセ イト思ヒマスカ調査ヲ要スルモノトウシテモ調査ニ時間カ長ク掛カルモノハ暫ク間ヲ置カナ ハ行カヌト思ヒマス諮問 次二此ノ委員會 ノ開會ノ時期テアリマスカ定期ニ開ケルカト云ヒマストイロ ノ事項テ速ニ完了カ出來ルモノ決定ノ出來ルモノハ早ク決定致シタ 都合モ御

一学者ニナルコトカ多々アラウト思ヒマス此邊ハ諸陵寮ヨリ希望カアリマシタカラ申添へマスで、 シテモ座談的ニ自由ニ御意見ヲ御述ヘ下サル樣ニ御願ヒ致シマス諸陵寮ノ方ニ於キマシテモ 意見ヲ伺フト云フコトカアラウト思ヒマス之ハ諮問 後ニ此ノ委員會テハ諮問事項ト申シマシテモ其ノ諮問事項ノ性質上座談的ニイロ ノ範圍ヲ超エルト云フ様ナコトカ アリ (御

議事

ば、

査」「審議」にあたっての具体的な条件を委員に要求する点で極めて特徴的である。その条件は この「委員長挨拶」は、多分に儀礼的な挨拶の域を出ない「宮内大臣挨拶」と較べて、「調

・「調査」「審議」は五年以内に完了したい。

次の二点である。

議事の内容は絶対に秘密である。

この二点は、ともにその後の臨時陵墓調査委員会における「調査」「審議」全体を強く規定す

えば、「五年以内」というその「五年」後はまさに紀元二六〇〇年に当る。 余儀なくさせるための前提として委員の前に立ちはだかることになる。ここで先取りをして言

ることになるが、殊に本稿で注目している長慶天皇陵に関する「調査」「審議」についていえ

前者の「五年以内」という期間の限定は、後に、「調査」「審議」の方向性の大きな変更を

委員長挨拶」に続いて議事に入った。当日の議題を「第一回総会議事録」から引用する。

議事規則ニ關 スル件

諮問事項囘附 關 スル 件

諮問各號上議順序ニ關スル件

四、諮問ノ要旨説明

「全会一致」

更・解釈の確認の他、黒板委員から「第四條ニ議事ハ過半數ヲ以テ決スル旨ノ規定アルモ愼重 とされた。 陵墓調査委員会議事規則」(史料1)に関するものである。審議の内容は、部分的な條文の変 ヲ期スル爲全會一致ヲ以テ議決スル様ニシタシ」旨の発言があり、これについて「異議ナシ」 まず「一、議事規則ニ関スル件」が審議された。これは、「別紙三」として配布された「臨時

諮問事項

は次の通りである。「別紙四」から引く。 (諮問〔各諮問とそれぞれの「説明書」を含む〕は「別紙四」として配布)。第一号の諮問事項 「二、諮問事項囘附ニ關スル件」では、諮問事項第一号~第十号が伊藤幹事によって朗読され

一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考證スヘキヤ

諮問第一号の「説明書」はすでに前稿Aに引用したのでここでは省く。

渡部委員

簡単ニ只今ノ御諮問第一號ニ就キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト思ヒマス

上程するが、その他は必ずしも番号順でなくてもよい旨説明があった。(ED) 「三、諮問各號上議順序ニ關スル件」では、大谷委員長から、第一号は最重要であるから先に

「諮問ノ要旨

修官、 宮内次官、黒板委員は東京帝国大学名誉教授、渡部委員は図書頭兼諸陵頭、芝委員は図書寮編 天皇陵についての「諮問事項」に限ってみることにしたい。なお、ここにみえる大谷委員長は 号〜第十号の「諮問事項」の要旨が説明された。ただしここでは、諮問第一号、つまり、 ている。 さて、「四、諮問ノ要旨」は第一回総会の議題の中でも最も重点がおかれたもので、諮問第一 和田幹事は諸陵寮考證官である。それぞれの立場や考え方の立場の違いがよくあらわれ

まず、渡部委員の発言である。「第一回総会速記録」から引用する。

御話ガアリマシタ通長慶天皇ノ御陵ト云フモノハ全國デ凡ソ七十箇所ゴザイマス、先程袋 皇代ニ列セラレマシタサウシテ其ノ御陵ハ未ダ御治定ニ至ツテ居リマセヌガ先刻大臣ヨリ 覧ニナツテモオ分リノ事ト思ヒマスガ御承知ノ通リ長慶天皇ハ大正十五年十月二十一 只今幹事カラ差上ゲマシタ第一號ノ事柄ノ大体ハ説明書ヲ附ケテ置キマシタカラ夫レ 日二

宜シイカ又ソノ方法ニヨツテ調査考證 御座イマスカラ詰リ長慶天皇 會ノ一番大切ナ仕事デアル様ニモ思ハレマス然ルニ現在何ノ手懸モナイト云フ様ナ情況デ 定ニナツテ居ル御方ハ八百十三、御治定ノナイ方ハ千五百十七御座イマス其ノ内デ何ト申 全部デ六十七箇所ノ内ニ現在考證上見込ノアルモノハアリマセヌ考證上ノ手懸スラ發見ス 治二十一年ニ青森縣和歌山縣ハ陵墓参考地ニサレテ居ル所デ御座イマス夫レヲ入レマシテ 致シマシタカト云フコトハ先年震災ノ時ニ書類ガ焼ケマシタノデ判明シマセヌガ兎ニ角明 Щ ルデアラウカト云フノガ諮問ノ御趣旨デアルト思ヒマス簡単デ御座イマスケレドモ之ダケ シマシテモ長慶天皇ハ御歴代ノ天皇トシテ第一位ニオ敷へ申サナケレバナラヌノデ御座 マス先程大臣ノオ話モ御座イマシタ様ニ此ノ長慶天皇 ハ明治二十一年ニ陵墓参考地トシテ治定致シテ居リマス生憎如何ナル理由ヲ以テ参考地 ノガアリマス正確ニハ六十七箇所御座イマス青森縣十箇所京都府七箇所愛知縣六箇所和 ノ中ニ入レテ差上ゲマシタ書類ノ中ニ長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在 .縣五箇所其ノ他多クノ府縣ニ渉ツテ居リマス其ノ内青森縣ノ一箇所ト和歌山 コトヲ困難トスル實情デアリマス先刻大臣カラオ話ガアリマシタ様ニ只今御陵墓ノ御治 ノ御陵ハコレカラドウ云フ風ニ調査シドウ云フ考證ヲシタラ ノ結果ドウ云フ風ニナルドウ云フ風ナ結果ヲ得ラレ ノ御陵ノ調査ト云フコトガ此 縣 ノ委員 箘 ノモ

申上ゲマス仍又御質問ガアレバ御答へ申シマス

これは、ここに至る迄の経緯の概略を説明したものである。要旨は次の通りである。

渡部委員

ていない。

- 長慶天皇は大正十五年十月二十一日に皇代に列せられた。しかしその御陵は未だ治定に至っ
- 森県と和歌山県の各一箇所は明治二十一年に「治定」したものである。それらの中に現在考 しかし、長慶天皇の御陵は全国におよそ七十箇所(正確には六十七箇所)ある。その中で青 證上見込みのあるものはない。手懸りすら発見が困難である。
- 現在、陵墓が治定されている御方は八一三、治定がない方は一、五一七である。その中で長慶 天皇は歴代天皇として第一位に数えなければならない。この委員会の一番大切な仕事である。

長慶天皇陵はこれからどういう風に調査しどういう考證をしたらよいか等というのが諮問

趣旨である。

宮内省のこれまでの調査

えている問題が顕に浮かび上がってくる。その要旨は次の通りである。 続く、渡部・芝・黒板 ・濱田委員、 和田幹事の発言からは、 諮問第一号について宮内省が抱

黒板委員

今日まで長慶天皇陵について宮内省で「調査」を進めていたと「仄聞」しているが、どうなっ

こういう多くの箇所がある内二箇所だけ陵墓参考地になっている。 ているか。 長慶天皇が歴代に加わっ

和田幹事 私はずっと奈良に行っていたのでその間のことはよく知らないが、知る限り実地には廻って た後ただ書類を受け取っただけか。または実地に見たか承りたい。

和田幹事・廻った箇所や今日までの「調査」の経過を承れば大変好都合だ。

黒板委員

いないのが大部分と思う。

黒板委員 現在では差出してくる書類を調べて採り上げるべきかどうかを研究している程度である。従 来これを実際に見聞することはなかったように考える。

渡部委員 ・何もしなかったのか、 ある程度まで進めているか。今日迄の経過を承りたい。

露骨に言えば「調査」研究をしていない。それは諸陵寮に機関がなかったからだ。この度漸

の旨回答したものもある。 あるから専門家に見て貰って、 たということだ。 人は置かれたことはあったが、それすら数年前のことで確りした「調査」はやっていなかっ く「考證官」ができたが、それ迄は「属官」一人位でやっていた。前には「御用掛」の一、二 なお書類は芝編修課長にも全国六十幾つの書類を見て貰った。私は素人で 書類上ほとんど問題とならないことを決めたものもあるしそ

それからうっかり「調査」に行くとそれだけで「地方」が「ガアく〜」とする。 「調査」に行ったからもう決ると考えて騒ぎ出すという弊害もあると思う。 宮内省から

従来関係した責任から言うと、いま渡部委員が言った様に分献上の調査は(上申が)方々か ら来た時に「調査」した。その時に有力なものが発見されていれば今日まで放って置いた訳 ではない。 分献上の「調査」で有力なものがないことが積極的に「調査」を敢えてしなかっ

た理由の一つである。

芝委員

長慶天皇を決定する機運に際会して、「調査」した上で陵が決るのならよいが、決る前に傳説 有力なら行くという建前をとっていたが、特に御陵の「調査」のために傳説地を歩くことは のある各地に「調査」に行くのは、各「地方」で色々運動を起す関係から、 文献 「調査」が

やっていないようである。

<u>一</u> 五

濱田委員

・書類上は落第の箇所が多いと思う。

黒板委員

書類上では落第したが、それらの箇所について「調査」考證の方法を「審議」するのか。

従来その方面に色々経験があるであろうからその原案を示して戴いて、それから我々の意見

を聞いて戴きたい。我々は今日これが初めてなので調査項目についてよく考えた上で宮内省

当局に意見を申し上げたい。それが話の順序だと思う。

らの上申には文献の上で有力なものがなく、諸陵寮にもそのための機関もなかった、というの 査」は行なってきたものの現地に赴いての「調査」はしていなかった。それというのも各地か これによると、宮内省諸陵寮は長慶天皇陵の六十箇所以上の「上申地」について、書類の

である。

うではないというのは一体なぜなのか。そのような疑問を、殊に宮内省外の「学識経験者」と 省外の「学識経験者」を招いてまで「調査」「審議」などする必要はない筈である。ところがそ 六十七箇所の全てが考證上の見込みがないとまで言い切るのであれば、何もわざわざ宮内

それにしても、たとえ実地の「調査」がなされておらず書類の「調査」のみであったとして

しての委員が抱いたとしても当然であろう。この点に直接言及した発言は「第一回総会速記録

にはみられないが、続く第二回総会以降の「学識経験者」としての委員の発言の底流としてこ

のような疑問は確かに存在したことと思われる。

たのかとの疑念がなお残る。すでにみたように黒板委員の追及にもかかわらず、これを否定す 天皇陵について「調査」を進めていたと「仄聞」したとの発言は、いったいどうなってしまっ る宮内省内の委員・幹事による発言が後に続いたのであるが、そもそもその「仄聞」の内容は 体どのようなものであったのであろうか。 しかしこうして一連の過程を振り返ってみると、冒頭にあった黒板委員による宮内省で長慶

「地方」からの上申、各地への「調査」

回総会速記録」から引用する。次の通りである。 さて、右の要旨にみえる「地方」の過剰な反応や運動についての渡部・芝委員の発言を

渡部委員(略)ウツカリ調査ニ行クトソノコトダケデソノ地方ガガア~~トスル宮内省カラ

査ニ行ツタカラモウ決ルモノト考へテ騒ギ出

芝委員 略 決ル前ニ傳説ノアル各地ニ調査ニ行クト云フコトハ各地ニ於テイロ

起スト云フ関係カラ(略)

ものである。 「地方」からの「上申」、あるいは各地への「調査」についての宮内省の側の認識をよく表す

いては以降の課題となった。 以上の諸点について第一回総会では互いに意見を述べ合うにとどまり、その後の方針等につ

議事

会等の議事録・速記録他の関連史料や下書きと思われるものも多く含まれており、それらの精 映してのことである。現在宮内公文書館が公開する臨時陵墓調査委員会関連の史料群には、総 が、これは本稿執筆時点での『臨時陵墓調査委員会録総会議事録の部(型)の状態をそのまま反 回総会議事録」から引用する。引用の末尾が不自然に切れてそれ以降の部分が欠落している 以上の議題「四、諮問ノ要旨説明」に関する「第一回総会速記録」の内容について、次に「第

四、諮問ノ要旨説

○ 諮問第一號○添付別紙

査によってこの欠落部分が復元される可能性は少なからずあると思われる。

渡部諸陵頭) 長慶天皇ハ大正十五年皇代ニ列セラレタレドモ其御陵ハ未定ニシテ現在

一八

必要ノ事項トスベク本諮問 六十七箇所ノ同陵傳説箇所中考證上見込アルモノハ皆無ト云フベク且何等ノ手懸ヲモ發見 シ得ザル實情ニ在リコ、ヲ以テ先ヅソノ調査考證ノ根本方針ヲ確立スルハ同陵決定上最モ ノ趣旨亦實ニ是ニ在ルモノトス

和田考證官)從來ハ只各地上申ノ書類上ノ審査ヲ爲シタルニ止マリ實地ノ檢分ハ (黒板委員) 從來宮内省ニ於テ採リ來レル同陵ノ調査方法ハ如何 (渡部諸陵頭、芝編修官)

ロ.諸陵寮ノ人員寡少ニシテ實査ノ機関無カリシコトイ.上申書類ヲ調査スルニ實査ニ値スル箇所無カリシコト

1 計陶第7月員第八二ミラ實査/格博無ブーミニー

輕々ニ實査ニ赴クトキハ其地方民ヲ刺戟シ各種ノ運動ヲ惹起セシムル虞アリシコト

等ノ理由ニ依リ殆ンド全ク之レヲ行ヒシコトナシ

[黒板委員)委員ノ調査方針ニ関スル所見ヲ徴スルニ先立チ諸陵寮ヨリ原案ヲ提出シ之(以

総会は終了した。 続 て、 諮問事項第二号~第十号についての説明が渡部委員 ・和田幹事からなされ、 第 口

日現在」 なお、 は計六十七箇所の「傳説箇所」を載せるもので、 第一回総会で「別紙五」として配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十 第二回総会において配布されること

果すことになるものである。この「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」と「長慶 になる「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」とともに、その後の「調査」「審議」に重要な役割りを 天皇御陵傳説箇所分類表」を編集して「傳説箇所分類表昭和十年六月」(表1)とした。

一 第二回総会(昭和十年七月十二日)

吉郎・小川三郎書記が出席した。 舎において開催され、大谷正男委員長、渡部信・浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・濱田耕作・黒 板勝美・荻野仲三郎 第二回総会は、昭和十年七月十二日金曜日午後一時二十五分から四時十五分まで宮内大臣官 ・原田淑人委員、伊藤武雄・林與之助・和田軍一幹事、 山崎鐵丸・松井彌

ら、適宜引用・要約しながら述べることにしたい。 体裁を取るものである。以下第二回総会の内容について、この両者から、あるいはそれぞれか 概要を載せ、「第二回総会速記録」は第二回総会における出席者の個々の発言をそのまま載せる る。それぞれの標題を一見すれば明らかなように、「第二回総会議事録」は第二回総会の議事の |回臨時陵墓調査委員会議事速記録」(以下、「第二回総会速記録」という)がその内容を載せ 『臨時陵墓調査委員会録議事録の部〔』は第二回総会について、「第二回総会議事録」と「第

議題

当日 。 つ 議題 は次の通りである。「第二回総会議事録」 から引用する。

諮問第 號 (長慶 ペスル件) ノ審議ニ関スル件

小委員會ノ組織ニ関スル件

傳説箇所」の「分類」 以下、「第二回総会議事録」と「第二回総会速記録」によって第二回総会の「議事」をみる。

申 説個所分類表」が配布され、そこに示された「傳説箇所」の「分類」について、それぞれの「上

議題「一諮問第一號

(長慶天皇ノ陵)

ノ審議ニ関スル件」では、「添付書類二」「長慶天皇御陵傳

・地」の「紹介」と「批評」がなされることからはじまる。

で「四十六個所」、「第二類」は「傳説・地名ヲ存スルモソノ内容ヲ詳ニセサルモノ」で「十三 傳説箇所」の「分類」は「長慶天皇御陵傳説個所分類表」によれば次のように規定されてい すなわち「第一類」は「牽強附会ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ証據トナスモノ」

- 第四類」は「傳説文獻又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」で「四箇所」である。

個所」、「第三類」は「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ」で「四個所」

つまり、 第一回総会で配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日現在」の段階

それぞれの「傳説箇所」が「第一類」~「第四類」に分類されて総会に提示されるに至ったので どまっていたものが、第二回総会で配布された「長慶天皇御陵傳説個所分類表」の段階では では、それぞれの「傳説箇所」を府県別に地名とともに上申の過程や内容の概略を述べるにと

ある。この両者を編集して「傳説箇所分類表昭和十年六月」(表1)としたのは、先にも述べた

通りである。 以下、「第二回総会速記録」からみる。

げ、その概要を「紹介」した上で「批評」を述べる。これらは、宮内省が各地からの上申をど のようにみていたかをよく示すものである。 和田幹事(考證官)は、「第一類」~「第四類」のそれぞれについて「傳説箇所」から例を挙

まず「第一類」である。

山梨県南都留郡明日見村

和田委員は計四十六箇所ある

「第一類」のうち山梨県南都留郡明日見村(「傳説箇所分類表昭

和田幹事 和十年六月」47ページ〔表1〕)を挙げる。和田委員の「紹介」の要旨は次の通りである。

永和三年(一三七七)の加藤文書によると貞和七年(正平六年)(一三五一)に潜に明見村に

九歳の皇子 (後の寛成親王・長慶天皇)が来て明見寺に留まった。その傍証は、 宗良親王

御歌・醍醐地蔵院房玄記録・万福寺の文書である。

朝勢力の恢復のために明見村を出て都に帰

り即

位

したが、

譲 位 後

元 中

三年

親王は

南

ことは甲斐国塩山元中寺が「勅願」とされたことが証拠である。

(一三八六)に再び明見村に潜においでになった。そして南朝のために色々画策されたがその

(長慶上皇は)応永元年(一三九四)八月一日に明見村で崩御した。このことは碧玉集から明

これについての和田幹事の 「批評」 の要旨は次の通りである。

和田幹事

らかである

加藤文書は永和当時のものではなく偽文書である。

明見村においでになったことの傍証という宗良親王の御歌は「しられしなふじの高根 くれむせふ煙は空に立つとも」で、醍醐地蔵院房玄記録は 「観應二年(一三五一)ニ皇子御

の雲か

|歳御着袴| とするが、長慶天皇が明見村にいたという証拠にはならない。

長慶天皇陵が明見村にあることの証拠として碧玉集の「君が代の千代のみつぎの行末はつる つきの」を「日嗣」として、天子の行末は明見村が属する都留郡の人こそ知っているとする の郡の民やしるらん」が挙げられているが、証拠にはならない。しかも「君が代の千代のみ

のは付会である。

メテ居ルト云ツタ具合デ御座イマス」とする。 和田幹事はこう述べた後、「第一類ニ属シマスモノハ兎ニ角サウ云ツタモノガ殆ンド全部ヲ占

第二類

次いで「第二類」である。

和歌山県西牟婁郡富里村

居リマセヌノデ上申者ガア、コ、ニアルト信ジタ程度デ御座イマス内容ガー向ニ分ラナイモノ 地ニ御陵ガアリカウ云フ言ヒ傳ヘガアリ又夫レヲ信ジテ居ルカト云フコトハ少シモ述ベラレテ 和田幹事は、「上申願書ニゴザイマス口碑傳説又ハ其ノ上申者ガ一体ドウ云フ根據ヲ以テ其ノ土 事による「第二類」の説明のうちこの富里村の「傳説箇所」は後者の例である。これについて 牟婁郡富里村(「傳説箇所分類表昭和十年六月」79ページ〔表1〕)を挙げる。いまみた和田幹 しないものとがあると説明する。そして和田幹事は計十三箇所ある「第二類」から和歌山 いう積りで上申しており、またそこを御陵の傳説箇所と考えているかが書類の上でははっきり るだけで書類そのものは焼失して内容が不明になっているものと、書類はあるが上申者がどう 「第二類」について和田幹事は、諸陵寮にあった「考證録」の目録にその土地の名が残ってい 1原西

デ御座イマス」と述べる。

「第三類」

さらに「第三類」である。和田幹事は計四箇所ある「第三類」の総てについて述べる。

群馬県新田郡木崎町大字下江田帝

である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。 まず、群馬県新田郡木崎町大字下江田帝(「傳説箇所分類表昭和十年六月」31ページ〔表1〕)

和田幹事

同地に長慶塚という古墳がある。これは天皇の御陵ではないか。

明治十五年に地主の吉田清一郎が新田郡長に提出した書上によると、 さな祠と供養塔を建てた。帝の古塔と称するものがこの長慶塚の西一町ばかりの所に (一三七一)に崩御した方の陵と伝え、享保九年が「三百五十回忌」に当り、その塚の上に小 長慶塚は建徳二年 にある。

添付書類には、それは「神皇」九十八代南朝の帝で上野国會田の郷に御陵がある。 (一四九六) に吉田氏の祖隠岐国友重が三河国吉田から移ってきて、その居所が御陵の下に当 明應五年

また、この長慶塚から南朝の正平二年(一三四七) の文字が刻されていたという。 の年号がある板碑が出て、そこに天皇と

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

明治十五年の吉田清一郎の書上には年紀(「年立テ」)の誤り等もあるが、書上げそのものに

六

は「素朴」な感じがする。

添付書類には、既に長慶天皇を九十八代としたり、古い趣を失った板碑に至っては天皇とい

う二字を後に刻したと考えられたりというように手を加えたということもあるが、長慶塚と もよいと思う。 の名称には何か古墳らしいものの存在が認められるのではないかと考えられ、一度調査して

和田幹事の発言の関連部分を「第二回総会速記録」から引用すれば次の通りである。 この中で和田幹事が評価していることのひとつに、「素朴」な感じがするということがある。

モ書上ソノモノニハ素朴ナ感ジガスルノデ御座イマス 和田幹事 (考證官) 明治十五年吉田清一郎ノ書上ニハ年立テ等ノ誤モ見受ケラレマスケレド

れていることによく合致する。 これは「第三類」が「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ」と規定さ

富山県西砺波郡西野尻村安居寺

富山県西砺波郡西野尻村安居寺(「傳説箇所分類表昭和十年六月」4ページ〔表1〕)

和 田幹事

である。 和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

安居院の寺伝に、明徳二年(一三九一)三月十八日に長慶天皇がこの寺で崩御し観音堂の西 南に葬ったと過去帳によって伝えられている。また、観音堂の西南に御陵があるとい

これは土地台帳に「長慶院天皇御陵」と記して官有地とされ、高さ四尺直径十三尺の塚であ

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

る。

その根拠となる資料はその過去帳だけと言える。 のものではなさそうで、それ以前から傳承があったようである。 過去帳の年代は不明であるが、 明治維新後

注意すべきはその塚で、高さが僅か四尺で直径十三尺の割合に扁平で小型の塚で、もしその 塚が古墳なら、形式は河内金剛寺の御影堂の後の小墳あるいは觀心寺境内の「こうぼう塚

古墳、「檜尾塚」古墳とよく似ており興味を引く。

三重県南牟婁郡五郷村字寺谷

三番目は、三重県南牟婁郡五郷村字寺谷(「傳説箇所分類表昭和十年六月」67ページ 二七 〔表1])

である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

・「南帝ノ御陵」がある。「南帝王」とは長慶天皇である。

五郷村の「本京家」は、長慶天皇が滞在しそこが「本ノ京都」に似ているのでその名前をつ 南牟婁郡飛鳥村隆正寺に長慶天皇を祀ると伝える。

けたという言い伝えがある。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

・この上申書はとても「好意的」である。自分はこういうことを知っているからお教えすると いう程度で、文章は「極メテ簡略」であるが、別に何か考える所があって、つまり「他意」

このような「資料」や「伝説」がその土地にあるのではないかと考えられるが、その辺は調 があって上申したとは見えない。

ここで最も特徴的なことは、「好意的」あるいは「他意」といったことが「傳説箇所」につい 査が及んでおらず不明である。

ての判断の基準となっていることである。当該箇所を「第二回総会速記録」から引用する。

和田幹事 (略)此ノ上申書ハ本来カラ申シマスト極ク好意的ナモノデ自分ハカウ云フコトヲ

又別ニ何カ考へル所ガアツテ即チ他意ガアツテ上申シテ來タモノトハ見ヘナイモノデアリ 知ツテ居ルカラオ教へスルト云フ程度デ御座イマスカ文章ハ極メテ簡略デゴザイマスガ、

マス

る。 0) 意的」なものと「他意」があってのものとがあったということになる。この両者はいったいど のようにして分類されたのであろうか。また、第三類の規定にみられる「素朴ナル古傳」とこ つまりこれによれば、 「好意的」あるいは「他意」とは、どのような関係にあるのであろうか。 宮内省への上申等には、「第一類」~「第四類」の分類とはまた別に、「好 興味深い問題であ

奈良県吉野郡十津川村大字上野地

最後は、奈良県吉野郡十津川村大字上野地

(「傳說箇所分類表昭和十年六月」

103ページ

衰

1]) である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和

田

幹事

げた。 口碑によれば、 たが、追及の手が止まず天ノ川五色ノ谷で戦をしたが敗れ、御手洗ノ上から十津 體は散り散りになり、 長慶天皇は賊徒に追われ紀州玉川から十津川の天ノ川に逃れ僧形に身を隠 首は河津の國王神社、 胴は天皇神社、 足は十津川村の足立神社 川に身を投

に祭られた。

 \equiv

尤も上申書によって少し違う口碑も伝えられている。長慶天皇が悪い病気になり遂に譲位の 後僧形となって世をしのんだが快癒の験なく、とうとう五色谷に投身し遺骸を諸々におさめ て、頭は甲津神社、手は平瀬神社、足は足谷神社に納めたと伝えられている。

國王神社は毎年十一月十五日にお祭をして、「萬歳樂」を「謳」いその中に「抑モ當社ハ文中 二飾リ立テ参ラセタリヤ」と云い、そこで音頭を入れるということである。 二年(一三七三)癸丑ノ年御鎮座マシマス河津ニ國王大明神ハ恐レ多クモ天ノ川ノ五色ノ谷 ヨリ流レ給ヒシ南天王第一皇子寛成親王御神靈ヲ齋キ奉リシ今月今日御神事ニ御幣ヲ華ヤカ

和田幹事

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

そこにいう文中二年(一三七三)に崩御というのは他の資料と矛盾し、身を川に投げて遺骸 が散り散りになったというのは素より「無稽」の感がある。

しかし、その口碑は如何にも「素朴」で「作為」の痕が少なく、長慶天皇を祭神とする神社 も数社あり、何となく棄て難い由緒がここにありそうに見える。

この内、「素朴」ということについて述べる部分を「第二回総会発言録」から引用する。

和田幹事 マス神社モ數社御座イマシテ何トナク棄テ難イ由緒ガ此處ニアリサウニ見エルノデ御座イ (略)其ノ口碑ハ如何ニモ素朴デアリマシテ作為ノ痕ガ少ク長慶天皇ヲ祭神ト致シ

マス

ガ此處ニアリサウ」だという結論を導く根拠とされている。 ここでも口碑が「素朴」であり「作為ノ痕」が少ないということが、「何トナク棄テ難イ 由

「第四類」

ついて述べる。

最後に「第四類」である。「第四類」についても和田幹事は計四箇所ある「第四類」 の総てに

相馬陵墓参考地青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤

ページ〔表1〕)である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。 まず、相馬陵墓参考地青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤 (「傳説箇所分類表昭和十年六月」 11

和田幹事

明治十五年の上申以来頻々に上申が出て、遂に陵墓参考地になった。

上申者の出した資料は種々雑多で相当の分量であるが、その中心は上皇廟堂縁起である。そ

れは應永十五年(一四〇八)に長慶天皇皇子盛徳法印が書いたとされる。

これによると、長慶天皇は正平二十四年(一三六九)の武蔵上野の戦に敗れて奥州波岡郷に 逃げ紙漉澤に移りここで剃髪し修験道に入り常照院盛賢と自称したが、應永十年(一四〇三)

六月に崩御して法龍權現の勝地に斂葬してその上に廟堂を建てた。

上皇廟堂縁起によってこの地が御陵と信じる。

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

上皇廟堂縁起と同じ趣旨の波丘縁起があるが、共に偽書と考えられ全く採るに足らない。

ただ早くから陵墓参考地になっているので「第四類」に入っている。

同地は相馬陵墓参考地として宮内省の管理下にあるが、それでも和田幹事は全く採るにたら

ないと断じる。

河根陵墓参考地和歌山県河根村

1]) である。 次に、河根陵墓参考地和歌山県伊都郡河根村(「傳説箇所分類表昭和十年六月」73ページ〔表 和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

長慶天皇は玉川ノ宮においでになった。玉川は丹生川の一部であり、そのことは丹生川の村

和田幹事

内に田麻、玉淵、 玉山の三箇所があることによってわかる。

その土地の井本文書等によると、天皇は元中七年(一三九〇)七月二十二日に亡くなり、翌 日三つの玉山の中央の玉山に葬った。その玉山にある朝塚(京塚・長塚・經塚と色々に書く) が御陵であるという。 朝塚の上には五輪塔があり、その五輪塔に「元中三年」(一三八六)

これについての和田委員の「批評」の要旨は次の通りである。

云々との文字もみえる。

和田幹事

長も論じており、

所が玉川であるというようにこの地名だけで玉川を決める訳にもいかない。

玉川を歌によって論じられない。また、

玉淵、

田麻、

玉山との地名のある

井本文書では玉川を風雅集の歌に結び付けて考えているが、それが偽作であることは本居宣

山陵の所在を示す積極的な資料である井本文書・村岡文書・小松文書等は、それぞれが伝え される。 る年代とその文章の「体」が合わないものがあり、井本等の三家所蔵の符宣案などは偽作と

長慶天皇が玉河宮においでになったということも、確かな資料に見えない。古本帝王系図に 長慶天皇が玉河宮と号すとあるが、この系図も偽系図と決っているようである。

このように資料としての井本文書・村岡文書等は随分非難されるべき点が多い。しかし全篇 を読んでみると何か「古傳」があって、その「古傳」を活かす為に作られたものではないか

と考えられる

すでにみたように同地は河根陵墓参考地として宮内省の管轄下にあるが、右の「紹介」でも

「批評」でも、和田幹事はそのことに触れもしていない。

京都市右京区嵯峨天龍寺慶壽院旧趾 さらに、京都市右京区嵯峨天龍寺慶壽院旧趾 (「傳説箇所分類表昭和十年六月」91ページ〔表

1]) である。和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

同地は上申というよりも、ここに御陵があるのではないかという様なことが(八代國治著) 元年(一三九四)に崩御したのならばそれは南北朝合一の後である。それならば京都で長慶 長慶天皇御即位の研究に書いてある。同書は大乗院日記目録の記載のように長慶天皇が應永

天皇が崩御になったものであろう。

大正五年に八代博士は嵯峨臨川寺の慶壽院址を調査した時に、ここに御陵と思われる墳墓が であると長慶天皇御即位の研究は述べる。 ある。それを学術上全く長慶天皇の御陵という訳にはいかないが、とにかく注目すべきもの

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

これは大乗院日記目録という比較的よい資料によっているので、相当考慮しなければならな い。これについては多少意見もあるが今日は省略する。

である。「第二回総会速記録」から引用する。 重大な関心を向けられることになる。しかしむしろここで注目に値することは、その慶壽院址 後に「擬陵」との考え方をまさに体現する場所として、臨時陵墓調査委員会や宮内省において くなってはいたものの、この説が注目されるのはむしろ当然と言えよう。事実この慶壽院址は 位の研究』(大正九年十月、明治書院)にその説がみえるのである。当時、八代國治はすでに亡 を長慶天皇陵とすることへの「意見」が宮内省内に存したことを窺わせる一行がみられること 慶壽院址は上申されたものではない。長慶天皇の在位を証明した八代國治著 『長慶天皇御即

和 田幹事 略) 仍之二就イテ多少意見モ御座イマスガ之ハ今日省略シタイト思ヒマス

興味深い問題であるが、ここで述べることができるのは以上に尽きる。 合とは異なった見地からのものであったであろうことがこの一行から知られるのである。大変 もこの時点にあって何らかの形で具体的に存していたこと、そしてその「意見」は他の陵の場 八代國治の説を拠り所に慶壽院址を長慶天皇陵とすることについての「意見」が、少なくと

大阪府南河内郡川上村觀心寺

最後は、大阪府南河内郡川上村觀心寺(「傳説箇所分類表昭和十年六月」99ページ)である。

和田幹事の「紹介」の要旨は次の通りである。

和田幹事

觀心寺は南朝と特別の関係があり、後村上天皇や新待賢門院の例に鑑みて長慶天皇の御陵が は、觀心寺の過去帳や「追善寫經奧書」等によっても認められる。 ここにあってよいような場所である。そして、天皇の髪を納めた塔が同寺の裏山にあること

これについての和田幹事の「批評」の要旨は次の通りである。

和田幹事

その過去帳等の資料価値は高くないと思うが、とにかく南朝と関係が深い土地であり、 以上が、 帳であっても僅かながらも一つの引っ懸りであるから「第四類」とした。 和田幹事による「第一類」から「第四類」までの「紹介」とそれをめぐる「批評」

である。 以降、右の和田幹事による「紹介」「批評」に基づきつつ、これらの「傳説箇所」の「調査」

「審議」についての発言が続く。

第一類」への評価

濱田委員

文書ノ方カラ見レバ上申ノ箇所ハ恰デ問題ニナラナイ

どの位以前からのものがあるかとの渡部委員の質問には、大谷委員長から明治七年からあると 濱田委員も、今会議に出ているものは本当に「オミット」してもいい位だ、としてこれに同調 よい、必要であれば県なりに照会すればよい、ただしひとつひとつ丁寧に、との考えを述べた。 した。また、小委員会を設けて進めるという方法も可能性として提示された。そして、上申は 黒板委員は、「第一類」については必ずしも現地への出張を前提とはせず書類上の「審議」で

再び「地方」からの「上申」

いう返答があった。

のものである。「第二回総会速記録」から引用する。 さらに、次のような発言が濱田委員と黒板委員からあった。 いずれも、「上申箇所」につい

7

黒板委員 ツテ居ルカラー々ヤラナイト困リマスネ私ナンカ血眼ニナツテ居ル所ニ行ツテドウセ損ナ サウデス初メノ方ハ問題ニナラナイ併シ鄭重ニヤルコトデ、地方ハ案外血眼ニナ

目ニ遭ヒツ、ケテマスカラ平氣デスケレドモ

この発言からは、「上申ノ箇所」また「地方」が「血眼」になっている現状と、それについて

の濱田・黒板委員の認識をよく読み取ることができる。

「審議順序及方法」と「調査ノ方針」

に渡部委員から「説明」がなされた。その要旨は次の通りである。 の発言が相次ぐ。まず「添付書類一」が配布され、「諮問第一號ニ關スル審議順序及方法」(以 ノ方針」(以下「調査ノ方針」という)(史料2―b)が伊藤幹事によって読み上げられ、さら ・ 「審議順序及方法」という)(史料2―a)およびその「別紙」「長慶天皇ノ陵ニ關スル調査 次いで、これら「第一類」~「第四類」に分類された「傳説箇所」の「調査」「審議」について

・これは「私案」である。

を作ることにしたらどうか。

- たとえ牽強付会でもいちいち調べていこうというのならとても結構であり、検討して報告書
- どのように報告書を作るかというと、「別紙」「調査ノ方針」(史料2-b)の(「二、」の) (
- □□回のように、「南朝ノ天子様」に関係の深い地方やお寺、觀心寺とか高野山とか関係の深 い由緒あるお寺等を文献によって調査する。場合によっては実地調査も行う。
- 長慶天皇の「御聖徳」とは性格のことで、武家に対して「徹底的」にやろうという方針であっ たか「調和的」な方針であったか、また例えば、高野山文書に北朝との戦が思う通りにいけ

ば等とある「御発願」のような「御感情」について調べるのも参考になるのではない

・「御近親」、つまり長慶天皇の弟の後亀山天皇との関係や、新葉和歌集を編修した宗良親王や、

それについて色々由来を書いている後村上天皇皇子師成親王その他の「御近親」の方々の「御

事蹟」を調べることが、間接に長慶天皇の事蹟や御陵に何かの手掛りにならない

- 長慶天皇の「側近者」やその事蹟を調べてみる。それに加えて、北朝関係の方々や文書も一 応調べる必要があるのではないか。
- ・このように調査方針を決めてみたらどうか。
- また、「審議順序及方針」(史料2―a)に戻ると、このように調査をして得られた結果は るべく早く報告書として提出し、その都度審議をして頂く。その報告書の調査が終ったら総 合して調査審議をする。なお、結局どうしても御陵の所在がわからないという場合にどうし

渡部委員が冒頭で、「審議順序及方針」(史料2―a)と「調査ノ方針」(史料2―b)を「私 たらよいかをお考え願ったらどうか。

外から臨時陵墓調査委員会に加わった委員に対する表現として捉えられるべきであろう。 案」として位置付けるのは、宮内省の官員としての委員長以下が、「学識経験者」として宮内省

長慶天皇陵が分からない場合には

右の要旨の末尾の部分について「第二回総会速記録」から引用する。次の通りである。

渡部委員(略)結局ドウシテモ分カラナイト云フ場合ニハドウシタラヨロシウ御座イマスカ

一應オ考ヘヲ願ツタラドウカ

陵の所在地を決定することが出来ない可能性を充分孕んだ上での発足であったことをよく示す は如何かというのである。この発言は、臨時陵墓調査委員会が、最重要の課題である長慶天皇 つまり、結局長慶天皇陵の所在地がわからなかった場合の措置についても一応考えて貰って

「調査ノ方針」の「二、」

ものである。

の説明についての黒板委員の発言の要旨は次の通りである。 さて、この渡部委員による「審議順序及方法」(史料2-a)と「調査ノ方針」(史料2-b)

黒板委員

- ・「第一類」は宮内省にある書類によって進めることができる。
- ・「第二類」は書類がなく考證録に名前だけがあるものであるから、書類があるかどうか「各府 県」に尋ねたらどうか。
- ・「第三類」「第四類」には幾つか実地調査の必要がありはしないか。「第一類」「第二類」と較

べると懸隔があるような報告である。

さらに黒板委員は続ける。

黒板委員

・「調査ノ方針」の「二、」(「今一應関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」)については 者ノ事歴ヲ調査スルコト」) こちらから進んで充分調査をし結果によっては実地調査をしなければならないが、〇(「長慶 スルコト」)
三(「長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト」)四(「長慶天皇ノ側近 天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳(御人格)ヲ調査スルコト、註武家ニ對スル御方針御感情等モ調査 は、 陵墓の調査というより「御傳記」の性質に属する。

これを中心に臨時陵墓調査委員会でやらなければならないことではない。傳記の編纂になる にして進め、必要があれば長慶天皇について誰かが調べるようにしたい。 ならないが、陵墓の委員会としては特別に調査することはできないから、陵墓の調査を中心 きなのか。中心は陵墓ということであるから「側近者」なども場合によっては調べなくては 結構なことで、長慶天皇の御事蹟がわかればわかる程良いと思うが、ここまで手を伸ばすべ

第四類」はそれぞれ「調査」「審議」の方法が異なるということと、「調査ノ方針」(史料2― の「二、」の口巨四は陵墓というよりは「御伝記」に関する事柄であるからこの委員会とし

これらの黒板委員の発言は、以下の二点に分けて捉えることができる。つまり、「第一類」~

てはこれを特別に調査することはできない、ということである。

次の大谷委員長の発言は、その後者をめぐってのものである。要旨は次の通りである。

大谷委員長

黒板委員の言うように、(「調査ノ方針」〔史料2―b〕の「二、」の) □回回は参考事項程度 参考資料として考えてみる程度のものではないか。 である。後醍醐天皇・後村上天皇・長慶天皇・後亀山天皇等と関係の深い地方の文献調査の

渡部委員

渡部委員は述べる。

・それは勿論「御傳記編纂」に属することである。

決定とは、ある見方からすれば別の問題であるが、他の見方からすれば不可分の問題でもある。 確かに、その血縁者・側近者を含めて長慶天皇をめぐる伝記的な事柄と長慶天皇陵の場所の

- 第一類」~「第四類」の「調査」「審議」

これをめぐる発言は、後に本格的になされることになる。

旨をまとめればおおむね次の通りである。 次ぐ。つまり、先の黒板委員の発言の内、前者についてのものである。以下、主要な発言の要 次いで、「傳説箇所」の「第一類」~「第四類」の「調査」「審議」の方法についての発言が相 する必要があると考える」と述べた。 月」〔表1〕)は芝委員も意見があるのではないか」とした。これに対して芝委員は「一応調査 類」の分類の経緯について説明するとともに、それぞれの分類の見直しをも許容する姿勢を示 類」に入っているべきものが「第四類」に入ってはいないだろうか」とし、「第一類」~「第四 内省官員として臨時陵墓調査委員会に加わった委員長以下を指す)で分類したもので、「第一 調査委員会に加わった委員を指す)の意見を伺った(上で分類した)のではなく、『私の方』(宮 もあるだろう。『第一類』の第七十七号(和歌山県有田郡八幡村)(「傳説箇所分類表昭和十年六 て、『第一類』は調査の方法も必要ない。もちろん『第一類』の中にも『実地調査』すべきもの した。さらに黒板委員は「大体『調査ノ方針』は『第四類』『第三類』についてのことであっ べ、これについて渡部委員は「『第一類』~『第四類』は『皆様』(「学識経験者」として臨時陵墓 濱田委員は「実際には、『第四類』の中にも『第一類』と同程度のものもあるだろう」と述

書類が焼けた場合(「第二類」)

とめればおおむね次の通りである。 委員が各府県に尋ねるのが順序であろうと発言している。これに関する主要な発言の要旨をま が含まれるが、その扱いをめぐって発言があった。これについてはすでに触れたように、 次には「第二類」についてである。すでにみた通り、「第二類」の中には書類が焼失したもの

手順を尽くすことによって、その結果はどのようになろうとも「調査」「審議」をする側の気持 効果はないであろう」と、上申書類の実態についての説明と、県への照会の結果の見通しにつ ている。さらに和田幹事は「『第二類』は二十三箇所の内九通が焼失し、四通だけが不備ではあ ちがすむ度合いが高くなるということを述べているものと思われる。 いて述べる。これについて黒板委員が「こちらが気持が良いというだけである」とするのは るが内容があるものがある。焼失したのは明治の初めのもので多くの場合地方庁に照会しても 上申するのであろう。それも言ってやっても差し支えないと思う」とした。なお大谷委員長の 合に)県を通じて提出させるのはこの際どうであろうか」と述べた。これについて黒板委員は ·焼けたものは写を取っていないのか」との質問について、渡部委員は「取っていない」と答え 「向うから証據がない傳説だけだというのならこちらから言わなくても良いが、証據があるから 次いで、大谷委員長が「一旦宮内省に提出したものを焼けたから(もう一度)出させるので まず大谷委員長は「黒板委員から『第二類』について話があったが、(資料が焼失している場

要な行き違いが生じるのではないかという危惧を、大谷委員長、つまり宮内次官が有していた ことをかえってよくあらわすものである。また、黒板委員の「書類はいつ焼けたのか」との問 であろう」と言うのは、なまじ上申について宮内省が県に照会することによって、かえって不 あれば、上申者に自ら上申した箇所に陵墓が決るかも知れないとの望みを懐かせることはない

震災のために書類を出させるというのなら、上申箇所が陵として決定するのではないかという) いに、渡部委員は「震災(関東大震災)である」と答えている。これに大谷委員長が「(関東大

縣にもないかも知れない」と述べた。 失し、その残りの不備ではあるが内容があるという)四箇所であるが、明治十三年というのは 嫌だから」と発言し、荻野委員は「(先に和田幹事が述べた『第二類』二十三箇所の内九通が焼 が不備だということではどうか。後からどうして書類を出させなかったかということになると 望みを懐かせることにもならない。この際鄭重にやることは必要である」というのも、 谷委員長の発言と同じ文脈で捉えることができる。黒板委員はこれに続けて「焼けたから書類

思う。上申して来たものか、あるいはそれもわからなければ、傳説を挙げてその材料を徴する 委員から「(焼失分の上申書類についての照会先は) 個人ではなくやはり県に出した方がよいと 本人が死ぬと出せないということになる。できるだけのことはやる」との発言に対して、黒板 ことにする」との発言があった。 さらに、和田幹事の「そもそもこういうものは個人が主に提出する。個人から出してくると

「新聞雑誌」の「記事」は取り上げず

すると黒板委員は「新聞雜誌のものではなくただ上申して来たもの(のみを『調査』『審議』の これに関連して辻委員は「新聞雜誌にも(長慶天皇陵に関する)記事がある」と発言した。

なければ)、こういう傳説として聞きたいというものがそちらにあるのだが、それに関する書類 範囲とする)。或はもし上申した人もはっきりとしなければ(そしてもし上申か非上申かも分ら があれば出して貰いたい、と言ってやればよい」と述べた。ここに黒板委員が宮内省への上申

天皇陵に関する「調査」「審議」の枠組みを考える上で示唆を与えるものである。この点に関す それに対して他の委員等から特段の発言もなかったことは、臨時陵墓調査委員会における長慶 そのものにのみ注目して「上申地」に関する「新聞雜誌」の「記事」を取り上げない旨述べ、 「第二回総会速記録」の記述を左に引用する。

黒板委員(「調査」「審議」するのは)新聞雜誌ノモノデナク唯上申シテ來タモノデスネ 新聞雑誌ニモ(長慶天皇陵伝承地に関する)記事ガアリマスネ

ることについて大谷委員長と渡部委員から発言があった。 また、上申の書類が焼けた場合の県への照会の主体は臨時陵墓調査委員会でなく諸陵寮とす

表昭和十年六月』の該上申地についての記載)に出ている以外にももう少し詳しいものがない 十年六月」87ページ〔表1〕、明治二十九年鈴鹿熙靖上申)を指摘して、「ここ(『傳説箇所分類 さらに辻委員は、「第二類」の中から特に京都市上京区聖護院町西畑 (「傳説箇所分類表昭

か」と尋ねた。それについて黒板委員は「上申書が焼失した」と述べた。

小委員会

「二、」について臨時陵墓調査委員会がどのように関わるかということについての黒板委員の発 についても論じられている。 料2―b)をめぐっての発言が続く。つまり、すでにみた「調査ノ方針」(史料2―b)の 言を受けてのものである。そしてここではあわせて小委員会をどのように考えるかということ その後、すでに議論されていた「審議順序及方法」(史料2-a)および「調査ノ方針」(史

まず、大谷委員長の発言である。その要旨をみる。

大谷委員長

- ・「第一類」~「第三類」は黒板委員のいうように個々に当っていくか、それとも全員でやるか。 小委員(会)はいわば「主査」というか、「小数」(少数)で集まってその内誰かが調べて戴 く。その他の方はものによっては見て戴く必要もあろうし、小委員が集まった時に相談して
- これは便宜のためであって、「主査」というように「小数」で書類に当ってみる。従って、小

もよい。

た意見は総て明らかにして総会で議する。 委員会の議決だから(といって)総会の意見をどうしようというのではない。一致しなかっ

- 報告書を作るのは必要だが、小委員(会)の中に反対(「意見」)があったかどうか、小委員
- そういう(固まった意見を持つという)意味でなく「主査」に当って戴くので、その外の方 (会)として固まった (意見だけをもつ) ものとなることはどうかと思う。
- ・こういうこと(なの)で、総会で主として調べるのは小委員会の「決議報告書」である。

も小委員会で調べたり、小委員会を傍聴したり色々していただく。

との発言に、大谷委員長は「そういう意味だ」と答えている。 この後、黒板委員の「委員という名前でも『主査』という名前でも(同じように)やるのか」

「意見は自由の立場で」

続いて、大谷委員長と黒板委員が次のような発言をする。

黒板委員

- ・多数少数(「小数」)でやるというのは面白くない。
- ・最終的(な局面)になれば場合によっては別であるが。大谷委員長
- ・意見は自由の立場で。黒板委員
- 再び小委員会

小委員会についての発言が続く。

大谷委員長

・とにかく、そういう意味の「主査」というか小委員というか、規定で小委員となっているか ら、「第一類」から小委員(会)でやるかどうするか。「第一類」「第二類」を主に書類で見る

ことになると、かなりじっくり考えて見なければならないと思う。「手間ガトレル」

今のものは、大体書類だけを出して「審議」すれば面倒にならず決りそうである。 大谷委員長はこれに続けて和田幹事に「和田君の見込みはどうか。小委員がよいかどうか」

と問うたが、これに対して黒板委員が次のように発言する。

黒板委員

・小委員(会)は何人かでやって「主査」をして、調べたものに意見を聞くというようにした らよい。皆で調べる訳にもいかないから、初めからひとりで報告書を書いてもいい位のもの やっても実際(に報告書を)書くのは一人である。意見はこうだと書けば決ってしまうであ であるが、そうもいかないから、「打開ケテ」言えば二~三人を加えてやるので、二~三人で

か」と述べ、これに濱田委員が「今の『和田君』のああいうもの(すでにみた和田幹事による これについて大谷委員長は「上申書をいちいち読んで決めていくのもひとつの方法ではない

員は「私は多少動くかと思う。人によって『第一類』に入ったり『第二類』に入ったり色々す るかも知れない」とする。黒板委員の発言の要旨は次の通りである。 「第一類」~「第四類」の「説明」「批評」)をやって貰えば結構である」と発言し、これに渡部委

黒板委員

- ・分類はどうでもいい。
- ・(しかし)「第三類」「第四類」は、いくらか慎重にしなければならないものがある。「第一類」 でも、調査の結果実地調査をしなければならないものもあるであろう。
- ・(ただし)「第一類」「第二類」の大部分は、こういう問題もなく終っていくものだ。

三度「地方」からの「上申」

これを受けての大谷委員長の次の発言は、すでにみた「地方」の過剰な期待・反応を懸念し

たものである。

大谷委員長

実地調査にどうしても行かなければならないものは行って見るというだけであっても、「地 方」はお祭り騒ぎをして面倒なことが重なるから、よくよく「詮議」をした上で取っておき のもの(だけの調査)にするのがよい。第何類ということになるかわからないが。

この内、「地方」以下を「第二回総会速記録」から引用すれば次の通りである。

大谷委員長 (略) 地方ハオ祭リ騒ギヲシテ面倒ガ重ナル

これもまた、すでにみた「地方」に対する認識と全く同様である。

そして黒板委員は、すでにみた辻委員が指摘した鈴鹿熈靖による上申を引き合いにだしつつ、

黒板委員 ・「辻君」のいう鈴鹿熈靖の上申は外に出ていないが、それは調査することになるかも知れな

次のように発言する。要旨は次の通りである。

・「第二類」でもこれはどうだろうかと思うものもあるが、面倒くさいものは後に回して、これ

なら採用できるというものだけやったらどうか。

一篩」と「オリヂン」

たらどうか」と、大谷委員長が「小委員を出して出来るだけの資料を篩って戴く」と発言し、 これに続いて荻野委員が「篩にかけて大篩にしてやればよい」と、黒板委員が「篩委員を作っ

「上申地」に大鉈を振るう方針が主張された。

ここで淺田委員からの発言があった。その要旨は、「学問的には素人であるから、専門の大家

ン』を示してほしい」というものである。 は何でもないことでも私には不明のものがある。『主査』あるいは小委員は、資料は『オリヂ

の委員と宮内省官吏としての委員との意思の疎通の問題には切実なものがあったことはよく察 「オリヂン」を示すとは実際にはどういうことなのか判然としないが、「学識経験者」として

と大変結構である」、また、「答申は陵墓を決定することに勿論必要であるが、(「上申地」を陵 せられよう。 その他、黒板委員から「報告書は出来るなら前回に頂戴して次回に審議することにして戴く

することは必要だ」との発言があった。 墓として)否定する場合でも、(長慶天皇の)「御事蹟」はどうか、古文書はどうかを明らかに

再び「調査ノ方針」の「ニ、」

る。その要旨は次の通りである。 次には「調査ノ方針」(史料2―b)をめぐる議論である。その口火を切ったのは芝委員であ

芝委員 ・「二、」の口回回について、黒板委員から陵墓調査の中心ではないからやらなくてもいいので

はないかという話があったが、慎重でなくてはならないと考える。今迄に出ている「上申地」 の調査についても、長慶天皇の周囲を調べたり長慶天皇を中心として研究をしたりした結果

によってこれまでの上申を精査することが必要である。

・「積極的」に陵墓の治定をしようというのなら、(「二、」の)〇〇回がなければできない。 墓の調査と縁遠いと思われるが、そのような面も軽んじないで、相当重点を置いて相当機関

陵

この芝委員の発言の末尾の段を「第二回総会速記録」から引用する。

を設けて調査したら良い。

芝委員(略)積極的ニ御陵墓ノ御治定ヲシヤウト云フコトナラバ□回四ガ分ラナケレバ出來 ナイト思ヒマス陵墓ノ調査ト縁遠イト思ハレマスガサウ云フ方面モ輕ンジナイデ相當重キ

まさに「積極」策というべきである。さらに芝委員の発言が続く。

要旨をみる。

ヲ置イテ相當機関ヲ設ケテ調査シタラドウカト思ヒマス

芝委員 結果はどうなるかやっても分らないということになるかと思うが、今迄やってみても天皇の

ある。 周囲の者のことを書いたものもある。上申書への批判という点からもそういうことは必要で

これに、 辻委員が続ける。

辻委

・「八代君」もそういうものが必要だと書いている。

八代國治のことである この「八代君」は、先にもみた『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)の著者

これを受けて荻野委員が「自然とそういう風になってくる」と発言するに及んで、黒板委員

は次のように述べる。

黒板委員

・私は全然やらなくていいと言ったのではない。

・「和田君」が話したように、観心寺は研究をする必要があると思う。後醍醐天皇・後村上天 皇・長慶天皇・後亀山天皇との関係が深い所を充分調査してみるということはもちろんその

過程で起こってくると思う。御遺髪を埋めたものを調査するについては近親との関係その他 の調査が必要なのかも知れない。

このことは無論不必要ではないが、(「二、」の方を)重く見るというのはどうかと思う。

b)そのものについて、案文作成に携わった立場から発言した。 黒板委員のこの発言に対して、和田幹事はこの議論の発端となった「調査ノ方針」(史料2―

和田幹事

この点について弁明したい。調査方針を「一、」「二、」と分けてあるが、「一、」はいわば けを調査して何が得られるのかというと、私は期待できないと思う。 まり与えられているものに対しての調査であるから「消極的」なものである。だからこれだ 極的」のものと思う。すでに定められている陵墓参考地や今日まで上申されている土地、つ

これに続けて大谷委員長は次のように述べる。 進んで「積極的」に調査するにはどのような方法を採るかというと、この「二、」のようなこ と諸陵寮職員として考えたからこのように(「調査ノ方針」〔史料2―b〕に)書いた。 はいかないのではないか。これこそ「調査会」(臨時陵墓調査委員会)でやって戴きたいもの とを一応は考え一応は手を尽くさなければ長慶天皇陵の調査は充分手を尽くしたと言う訳に

大谷委員長

委員が陵墓参考地や「上申地」のみに限って調査しなければならず、それ以上一歩も出ては ならないというのは狭い

う。 だんだん調べてみた上で、(例えば)今まで上申がなかったが或る寺に貴重な文書があるとい うことでその寺を調べると意外な発見があるかも知れない。非常に必要で結構なことだと思

・「積極的」な調査でも、どこまでも調べて「盲目探シ」をするのはできないから、 何か「引懸

リ」のあることをたどっていく。全国何處かにあるだろうと片端から調べることは到底でき

「消極的」調査を第一としてそれから進んで行くことは非常に望ましい。そういう考えなら私 も同感である。

そして、黒板委員も次のように述べる。「第二回総会発言速記録」から引用する。

黒板委員 勿論サウデス

調査」が「消極的」と、「二、」、つまり「近親」「側近者」を含めた長慶天皇の関係資料の「検 討調査」が「積極的」とされるに至ったのである。 ついに「調査ノ方針」(史料2-6)の「一、」、つまり陵墓参考地および「上申地」の「検討

用者)とされていること自体が検討の対象となってくる。大谷委員長が「(「二、」の条文に) 『今 しかしそうなると、「二、」が「今一應関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」(傍点引

は、第二回総会を通じて格段とその重要性が増したのである。 應』はいらない」と答えているが、「調査ノ方針」(史料2―b)における「二、」の位置付け 一應関係資料』(傍点引用者)とあるがこれはどうか」とするのに対して、荻野委員は「『今一

以降、「調査ノ方針」(史料2―b)の「二、」がいかに重要であるかという発言が連続する。

要旨をみる。

和田幹事

私は両方(「一、」も「二、」も)並行して、次の会議では「二、」にも手をつけたい。非常に

時間がかかるが。

芝委員

荻野委員 ・長慶天皇は崩御の年代・場所も不明なので、「二、」はどうしてもやらなければならないと思う。

濱田委員

これが大きな問題である。(「二、」の)〇〇回回は目的の達成のためにどうしても調べなければ

・「八代君」の説もそうである。そういうことに注意を払わなければならない。

黒板委員はここでひと言挟む。

ならない。

黒板委員

考えていることは分かっているが、事蹟を調査することが一つの目的のようになる。 これに対して辻委員は発言する。

五七

辻委員

・八代博士の説をみても、(長慶天皇が)果して京都に帰ったのかどうかを調べるにしても、ど うしても(「二、」の)口巨四が必要になってくる。

広く歴史の上で捉え、かつ、長慶天皇の在位について議題とした臨時御歴代史実考査委員会の 動向とも関連付けて考えようとした興味深いものである。 以降の和田幹事・濱田委員・黒板委員の発言は、「調査ノ方針」(史料2―b)の重要性を幅

まず、和田幹事の発言である。要旨をみる。

和田幹事

捜索範囲にしてもいったい近畿を捜索するべきなのかどうか。そうなると、長慶天皇がどの ように南北朝合体について考えていたのかということで左右されるのではないか。

次いで濱田委員の発言である。臨時御歴代史実考査委員会委員であった黒板委員に向けられ

たものである。

濱田委員

ないか。 (長慶天皇の南北朝合体についての考えは)臨時御歴代史実考査委員会の際に検討したのでは

これに対する黒板委員の発言である。

黒板委員

する「調査」は、少なくとも長慶天皇についての幅広い関係史料を「調査」「考証」の範囲とす この黒板委員の発言によると、臨時御歴代史実考査委員会による長慶天皇の在位の有無に関 臨時御歴代史実考査委員会では、即位があったか否かについての「調査」に限られた。

柄が取り上げられたとは言っても、両者には基本的な立脚点において大きな違いがあったとい すると、臨時御歴代史実考査委員会と臨時陵墓調査委員会とでは、同じく長慶天皇に関する事 るという、ここでみている「二、」のような方針は採用されていなかったことが知られる。そう

これに続くのは大谷委員長の発言である。これはもはや、委員長としての総括とみて良いで

あろう。

うことになる。

大谷委員長

御陵を決定するのに必要ならばどうしてもやらなければならない。決定の確実性ということ

で証拠を挙げる上で必要だから。

である。「第二回総会発言録」から原文を引用する。 こうなってしまえば、もう黒板委員も同意せざるを得なかったのであろう。黒板委員の発言

五九

長慶天皇はもちろん近親や側近者を含めたさまざまな動向を総合的に捉える見地からなされる 省の管理下にある二箇所の陵墓参考地や各地からの「上申地」のみについて行なうのではなく、 こととなったのである。 かくて、臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵についての「調査」「審議」は、すでに宮内

三度小委員会

次いで、辻・渡部・芝委員の発言である。要旨をみる。

辻・渡部・芝委員

・進んでそういうもの(「調査ノ方針」〔史料2―b〕の「二、」の

□回の報告書)を作るとき に調査する「小委員」(小委員会)を作りたいと思う。

これに対して黒板委員は別の見通しを示す。特に芝委員に呼びかけられたものである。

黒板委員

・「芝君」、(「調査ノ方針」〔史料2―b〕の「二、」の)〇〇回は特別委員でなくて、「一般ニコ 小委員会を作るのはどうか。 メタモノ」でなくてはいけない。(「調査ノ方針」〔史料2-b〕の)「一、」「二、」にそれぞれ

これについての芝委員の発言である。

芝委員

意見はないが、小委員会でやれば小委員会でやれないかも知れない。その場合小委員会に附 属した委員が要るのではないか。

堅く考えないでもいい」と発言し、柔軟な姿勢を示す。 続いて大谷委員長は「小委員会でなくても傍聴して戴いても手助けして戴いてもいい。

黒板委員の次の発言は、「二、」に関する資料についての一部の業務を史料編纂所に助力を求

黒板委員める方法を提案したものである。

私の案では、長慶天皇の事蹟を調べなければ関係の深い地方がわからない。 料を小委員会に送って貰うのがよい。 ければできない。史料編纂所あたりで一人二人やって貰うのが都合が良い。その後で辻君が みてやるのが都合が良い。仕事からいうと蒐った資料を小委員会に送って貰う、研究した資 れば先ず事蹟等の資料についての資料を蒐める。そうなると資料について誰か特別に頼まな 議論の 順序とす

次の芝委員の発言は、右の黒板委員の発言に期待を寄せたものである。

六一

.

非常に困難なものと思う。要求する資料が得られるかわからないが、やってみることが必要

する資料にしたい。そうすれば「非常ニ愼重ナコト」ができる。 べて貰ってなるべく資料を蒐めて貰って小委員の所に持って来て小委員が色々のことを決定 である。誰が小委員になるか分からないが小委員ではできないと思う。小委員から誰かに調

が、要は多くの良質の資料に恵まれれば良い結果を出すことができるということなのであろう。 ここに至って大谷委員長は「調査ノ方針」(史料2―b)の文言に再び眼を向ける。大谷委員 この芝委員の発言の末尾の「非常二愼重ナコト」というのがどういうことなのかわからない

長としては、臨時陵墓調査委員会の「調査」「審議」が陵墓参考地や上申地に「限局」されない ことを明確に示したいということである。これについての荻野委員の発言である。

(「調査ノ方針」の「二、」の)「今一應」を取れば良い。

すでにみたように、荻野委員は先にも同主旨の発言をしている。

議論は終った。「第二回総会議事録」には次のようにある。引用する。 以上の通りの経過をたどって、「一諮問第一號 (三関スル件) ノ審議ニ関スル件」についての(長慶天皇ノ陵)

一、諮問第一號(長慶天皇ノ隊)ノ審議ニ関スル件

和 田幹事ヨリ長慶天皇ノ陵ニ関スル各地ノ上申ニ付説明アリ次イデ同陵調査ノ方針ヲ審

議シ之ヲ決定シタリ

一長慶天皇傳説箇所ニ関スル説明

和田幹事ヨリ長慶天皇 ノ陵ニ関スル上申書ニ就キテ左記ノ分類ニ従ヒ各其代表的ナル

モノヲ紹介シ且ツ若干ノ批評ヲ加ヘタリ(縁付書類二)

|類傳説/地名ヲ存スルモソノ内容ヲ詳ニセサルモノ||類牽強附會ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ證據トナスモノ|

箇四

所六

+

十三箇所

第二

第一

四御陵ノ所在ニ関スル根據ヲ示サザルモノ

第四類傳説文献又ハ考説ノ稍徴スヘキモノ第三類素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ

四

箇 箇

所 所

几

諸陵頭長慶天皇陵調査ノ方針ニ付諸陵寮案 (添付書類一) ノ説明ヲ為シ各委員ノ意見開 陳

アリタリ

|二調査方針ニ関スル審

議

(7)上申ニ對スル措置

(黒板委員) 第 類 (ハ書類) ノミヲ審議シ、 第二類中焼失ノ分ハ府縣へ 照會シテ関係書

六三

實地調査ヲ行フヘシ(○異議) 類ヲ提出セシメ第三類第四類ハ實地調査ヲ為スヘシ第一類第二類ニ於テモ場合ニ依リ

口調査事項

委員會ニ於テ調査スルノ要アリヤ (黒板委員) 諸陵寮案ノ中長慶天皇及其御近親ノ御事蹟及側近者ノ事歴等ハ果シテ本

ノ上申ヲ精査スル必要アリ又積極的ニ御陵ノ探査ヲナサント欲セバ原案ノ如キ調査方 (芝委員) 長慶天皇ノ周圍ヲ調査シ長慶天皇ヲ中心トシテ研究シタル結果ヲ以テ従来

法ヲ必要トス (和田幹事) 原案ニ示シタル調査方法ヲ實行スルニアラザレバ長慶天皇ノ御陵ニ関ス

ル調査ニ就キテ充分手ヲ尽シタリトハ言ヒ得サルナリ

○各委員原案ヲ承認ス

い調査上ノ組織

(渡部委員) 黒板委員) 調査ノ為特ニ委員ヲ指名シテ小委員會ヲ設置スベシ

置クベシ (黒板委員、 濱田委員) 関係資料ノ調査檢討ノ為小委員會ニ別ニ特別委員又ハ嘱託ヲ

(委員長) 小委員會ノ報告ハ總會ヲ拘束セズ又小委員會ニ於テ各委員ハ自己ノ意見ニ

反シテ決議ヲ求メラル、コトナキコトニシタシ

意見モ之ヲ總會ニ於テ紹介スルコトニシタシ (黒板委員、荻野委員) 小委員會ニアリテモ議事ハ多數決ニ依ラサルモノトシ其小数

○右孰レモ異議ナク承認セラレタリ

小委員会担当者

属が以下の通りに決まった。 以降、議題「二小委員會ノ組織ニ関スル件」に入る。大谷委員長の指名により小委員会の所 諮問第一号を担当する委員は黒板・辻・荻野・芝委員である。

実地調査予定

調査九月中旬以前」としてまとめられている。表2「円山・入道塚陵墓参考地等実地調査予定 都・大阪・奈良方面の陵墓視察を行なうことを打ち合わせたとの記載がある。 会速記録」の末尾には、これに関して視察予定先が「円山、入道塚陵墓参考地及ビ其他ノ實地 最後が議題「三實地調査ノ件」である。「第二回総会議事録」には、九月四日頃から一 また「第二回総 週間· 京

(表2) として掲げた。

おわりに

ひと言を仔細にたどることができるが、それは至って真摯なものであった。 録」から紐解いた。そこからみえる長慶天皇陵をめぐる議論は「速記録」によってそのひと言 (昭和十年六月二十七日)・第二回総会(同年七月十二日)と捉え、主にその「議事録」 「速記 本稿では臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵治定へ向けての動向の第一歩を、第一回総会

えようとする議論は、いかにも天皇陵研究の王道をゆくものであったと思われる。 てなされた、長慶天皇の「御人格」、また後醍醐天皇・後村上天皇、また後亀山天皇、そして 「近親」「側近者」までをも含めて関連資料を蒐集し、その上で長慶天皇陵の所在地について考 「別紙」「長慶天皇陵ニ關スル調査ノ方針」(本文にいう「調査ノ方針」〔史料2―b〕)をめぐっ その中でも殊に第二回総会において「添付資料一」「諮問第一号ニ關スル審議方法及順序」の

らない。そのことに言及して、本稿の締めくくりとしたい。 会に内包された問題点が早くも顕在化するに至っていることにも充分眼が向けられなければな しかしながら第一回総会・第二回総会という一連の動向の初頭にあって、臨時陵墓調査委員

がれていたのである。さらに驚くべきことには、宮内省自らが管理する二箇所の陵墓参考地 てその上申の主体である地元に対しては、程度の差こそあれ嫌悪の念すら感じさせる視線が注 それはひとつには、各地からの「上申地」に対する著しいまでの懐疑的な姿勢である。そし (河

根陵墓参考地・紙漉沢陵墓参考地)すらも、これらの「上申地」と全く同様に扱われたのであ

できなかったことは事実である。とは言えそうであればなおのこと、その「調査ノ方針」(史料 作製スルコト」とある以上、「上申地」と陵墓参考地を「調査」「審議」の対象から外すことは とも今のところ、この疑問に対する答えは見出せていない。 2―b)の「一、」などそもそも必要であったのかという疑問さえ湧くのである。しかし少なく 「長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ報告書ヲ しまわなかったのであろうか。それは、すでにみた「調査ノ方針」(史料2―b)の「一、」に しかしそれならば、なぜ「上申地」や陵墓参考地を初めから「調査」「審議」の対象ら外して

とに思いが及べば、このことの隠された意味も自ずと了解されようというものである。 に及んだのもこの諮問第一号である。この五年後が昭和十五年、即ち紀元二六〇〇年に当るこ る。このことは、第一回総会での「委員長挨拶」で若干控え目な表現をとりながらも明瞭に述 べられている。そして、五年との期限が区切られたことによる実質的な影響が「調査」「審議 次には、基本的には五年を目処として最終的な答申をするという期限があるということであ

- (1) この他に著者は、一般書においてもこの問題に触れている。

六八

- 「長慶天皇陵を探せ」(『天皇陵論─聖域は文化財か─』二○○七年七月、新人物往来社)。
- 「長慶天皇陵と『擬陵』」(『検証天皇陵』二〇一六年七月、山川出版社)。 「天皇陵を探せ─安徳天皇陵と長慶天皇陵─」(『天皇陵の誕生』二○一二年三月、祥伝社新書)。
- 現在は同大学大学院法学政治学研究科附属。
- (3)『臨時陵墓調査委員会書類及資料一~七』は、今日では「臨時陵墓調査委員会諮問書類1~7」(識別 番号四〇三五六~四〇三六二)として宮内公文書館所蔵。
- (4)本文の出席者氏名に続く()内は当局者として発言する機会があることを示す旨の注記が「第一回 書館所蔵、識別番号六三○九一)の「臨時陵墓調査委員会概要」は、「三組織及職員□」で次のように 総会議事録」にある。臨時陵墓調査委員会の構成について、『臨時陵墓調査委員会録第一冊』(宮内公文

説明する。

嘱託若干人が置かれた。 干人(宮内判任官)で、その内委員長委員は会議を組織し、又委員長、幹事、書記は会務の處理に当 本会の組織に関しては委員会規定第三條乃至第七條に規定せられてゐる、即ち本会構成員は委員長 人(宮内次官)委員若干人(宮内高等官、同待遇者、学識経験者)幹事若干人(宮内高等官)書記若 規程第五條の特別委員は實際には任命の例がなく、諮問第一號に関する事項を調査する為に事務

- 5 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五
- 6 前稿A一三三~五ページ。
- (7)この「委員長挨拶」は、先にみたように冊子として印刷されているにもかかわらず 『臨時陵墓調査委

員会書類及資料一』には収められていない。

- (8)第五條第二項の「前條ノ規定」を「前数條ノ規定」に改める。 局に限り、宮内省外の部局は含まないことの確認。 第二條の一 関係部局」は宮内省内の部
- (9) 前稿A一四三ページ。
- なる。諮問事項の全体は、 第一回総会では、第一号から第十号までが諮問された。諮問は以降第二十七号まで追加されることに 前稿A一六〇~三ページ参照
- 11 陵墓参考地については「治定」とは言わない。
- 12 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五
- 13 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二五

14

ことであれば、それは建徳三年(応安七年)(一三七四)に当る。 五年八月嵯峨臨川寺の東、慶壽院舊址を調査し御陵にあらずやと思はる、墳墓を發見したれど、學術上 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は「第四章御在位年数」で、「大正

享保九年(一七二四)を「三百五十回忌」とすることについて、仮に享保九年から三五〇年前という

16) 八代國治は大正十三年四月一日逝去。

的覺に認め難きを以て發表は姑く之を止めたり」と述べている。

- 手間がかかる、の意か。
- .18)すでにみた和田幹事による「第四類」大阪府南河内郡川上村観心寺(「傳説箇所分類表昭和十年六月」 99ページ〔表1〕) についての「紹介」をさす。
- の「意見」について注目したので、ここに再掲する。 前稿Cで、臨時御歴代史実考査委員会における長慶天皇の即位の有無の「審議」についての二上兵治

熱烈ナル信念カ総テヲ解決シタル推移ニ鑑ミルモソノ間ノ微妙ナル関係ニ付テハ充分ノ考慮ヲ要スヘシ 当初ハ歴史家ノ意嚮ト法律家ノ立場トノ間ニ少カラサル懸隔アリタルモ結局史実的考証ニ基ク専門家ノ (東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵岡本愛祐関係文書『所

この芝委員の発言は趣旨を理解しにくい部分を含む。以下に「第二回総会発言録」から引用してお

意見ハアリマセヌガ小委員デヤレバデスガ小委員デヤレナイカモ知レマセヌ其ノ場合ニ小委員ニ附属

シタ委員ガ要ルノジヤナイカト思ヒマス

謂擬陵ノ問題』〔分類番号、第一部―[6]―20]〔前稿C三十二ページ〕)

(江) この際、設問第一号以外の諮問事項を担当することになった委員を記せば次の通りである。諮問第 二・三号(淳和天皇皇后正子内親王陵・同皇子恒定親王墓)黒板・辻・濱田・原田委員、諮問第四号

問第六~十号(第六号埴口丘陵、第七号倉橋岡上陵、第八号後山階陵〔尊称太皇太后順子〕、第九号 神天皇皇子豊城入城命墓)芝・荻野・原田委員、諮問第五号(今城塚古墳)黒板・濱田・荻野委員、 .科陵〔醍醐天皇〕、宇治陵〕辻・浅田・芝委員。() 内は各諮問事項のキーワード。諮問事項は、

(22) 拙稿 C·D参照 稿A一六〇~三ページ参照。

史料編

一六六二五 典拠はいずれも『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部(一)』(宮内公文書館所蔵、 識別番号

集したものであり、表2は「第二回総会速記録」の記述に拠ったものである。 現在」と第二回総会で「添付書類二」として配布された「長慶天皇御陵傳説個所分類表」 事規則」、史料2—a、 1は、第一回総会で「別紙五」として配布された「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月二十日 ル審議順序及方法」に拠ったものであり、史料2―bは史料2―aの「別紙」に相当する。 ただし、史料1は第一回総会において「別紙三」として配布された「臨時陵墓調査委員会議 2―bは第二回「添付書類一」として配布された「諮問 第一 號二 關 表

史料1 「議事規則」

時陵墓調査委員會議事規則 (昭和十年六月二十七日オー回

第二條 第一 條 委員會ハ委員長之ヲ召集ス委員會ノ開 !催ノ日時及場所ハ委員長之ヲ定ム

委員長必要アリト認ムルトキハ関係部局 · ヲ 得 ノ職員ヲシテ會議ニ出席セシメ意見ヲ開陳

シムル

コト

第三條 會議 ハ委員長委員及特別委員ヲ合セ其ノ三分ノ二以上出席スルニアラザレバ之ヲ開

コトヲ得ズ

第四條 議事ハ出席委員及特別委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五條 委員長ハ必要ニ依リ委員及特別委員ノ中若干名ヲ指名シ小委員會ヲ組織シ審査ヲ為サ

シムルコトヲ得

小委員會ニ於テハ前数條ノ規定ヲ準用ス

第六條 前條ニ依ル審査ノ經過及結果ハ之ヲ委員長ニ報告スベシ

史料2「諮問第一號ニ關スル審議順序及方法」

史料2―a「審議順序及方法」

諮問第一號ニ関スル審議順序及方法

第一次審議トシテ調査ノ方針ヲ定メルコト

(第一段) (別紙参考)

次二第一次審議二於テ定メラレタル調査方針ニ基キ調査ヲ行ヒ其結果ニ付可及的速ニ報告

書ヲ提出セシムルコト (第二段)

三、 右ニ依リ提出セラレタル報告書ハ提出ノ都度之ヲ審議スルコト (第三段)

四、 調査報告書ノ審議悉皆終了シタルトキハ之ヲ綜合シタル報告書ヲ作製スルコト (第四段) (\equiv)

史料2―b「調査ノ方針」

長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針

長慶天皇ノ陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ 一関スル 上申地ニ就キテ検討

調査シ報告書ヲ作製スルコト

関係資料ノ調査要項ハ次ノ如シ今一應関係資料ヲ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト

後醍醐天皇後村上天皇長慶天皇後龜山天皇等ト関係深キ地方ヲ文献ニ由リ調査スルコ

長慶天皇ノ御事晴ト場合ニ依リテハ

長慶天皇ノ御事蹟特ニ御聖徳(御人格)ヲ調査スルコト

註武家ニ對スル御方針御感情等モ調査スルコト

長慶天皇ノ側近者等ノ事歴ヲ調査スルコト長慶天皇ノ御近親ノ御方ノ御事蹟ヲ調査スルコト

(四)

表1 「傳説箇所分類表 昭和十年六月」

第	一類「牽強附会ノ説ヲ為	牽強附会ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ証據トナスモノ」
1		
青	青森縣津輕郡五郷村大字北·	五郷村大字北中野字天皇浪岡崎
	明治六年六月	安濃恒生上申
	〃 十一年八月	安濃恒生建言
	〃 二十二年十月	碑石ヲ長慶天皇御陵ナリト稱スルモノ調査方出願
	〃 二十三年	中山慧雲外四名上申
	〃 三十一年十一月	中山慧雲上申
	昭和七年五月	鳴海とよ上申
	"	長谷川宗一外四名上申
要旨	右地	ノ天ヶ岱山頂ニ存スル古墳ハ長慶天皇陵ナリト傳フト云フ
9		
青	青森縣弘前市和德町稲荷神	-社境内
	明治二十七年十月	山邊啓二郎上申
	大正十三年三月	三浦鐡三郎上申
要旨	旨 右ノ稲荷神社境内ノー	一古墳ハ古來長慶天皇御陵ナリト傳フト云フ
13		
青	青森縣三戸郡向村長谷ウバ光塚	光塚
	明治六年五月	原祐知上申

"

十三年六月

佐藤春松外二名上申

要 青 15 『 昭 森	要 旨 / / / / / 昭 / / / 昭 / / / / / / / / /	<i>u u u</i>
1 右三戸郡下ノ名久井岳和八年三月 エ月 エ月 エリー・エリー・エリー・エリー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	御石 七五 四 三三 三三 二 二 二 二 二 二 二 二 十 二 二 二 十 二 二 十 二 二 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	十四年四月 十三年八月
岳ノ附近ニ長慶天皇ニ関スル傳説アリ三戸町ニ御遺跡保存會ヲ組織シ研究セル結果右ノ地阿保親德外匹名上申(長谷山御陵)	云フト尾尾尾崎崎崎崎藤藤原原 一年 原 一年 原 一年 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	佐藤春公上申原祐知建言

ヲ御陵ト確信セルニ至レリト云フ	キレリト 云フ
17	
青森縣三戸郡留﨑村大字泉山	3(泉山御陵)
昭和四年十一月	峰尾國彦上申
〃 五年一月七日	峰尾國彦上申
〃 五年一月八日	北田壽太郎上申
〃 五年一月九日	北田壽太郎峰尾國彦上申
〃 五年一月十三日	峰尾國彦上申
〃 五年一月十五日	峰尾國彦上申
〃 六年十二月	山下定吉外七名上申
〃 七年二月	船場得壽「岳麓"長慶天皇御遺蹟」ヲ編シテ提出セリ
〃 七年四月	阿保親德北里壽太郎上申
〃 八年八月	糠部史談會長齋藤謙太郎外二名上申
要旨 右ノ地ノ三光寺其他ニ	一所藏スル文書ニヨリ右ノ地ガ御陵ナリト推究セラルト云フ
青森縣上北郡七戸町字見町仝	金鷄山住吉御陵
要旨、住吉神社御開帳ニ際心昭和九年十二月	際シ應永三年長福寺建立ノ棟札ヲ発見シ研究ノ結果御陵ナリト確信スルニ至レリト云フ小原第吉外二名上申
口和 縣	黒森顯彰會報第一号送致シ来ル黒森瀬彰會報第一号送致シ来ル黒森神社
昭和五年十二月	黒森顯彰會長藤田喜一郎等上申

	I		
福 27 〃 〃 〃 明 三 二 二 二 十 十 十	要旨 大正十 赤 赤	參考、同 昭和九	要
。 三十年五月 。 二十六年十一月 。 二十七年八月 。 二十七年八月	塚白水著土不踏丘五年十月	同郡黒森神社卜略同一ノ傳.九年四月 岩手下閉伊郡岩泉町岩泉字新田	和六年四月 和六年四月 和十年三月 和十年三月 畑山徳次郎 本黒森神社ハ古來是津親王ノ山陵 右黒森神社ハ古來是津親王ノ山陵 カニスフハ實ハ長慶天皇ノ世ヲシノブ ニフハ東得タリト云フ
實地檢查方出願碑面文字アルモ陵ト認メサル旨縣へ指令陵ト認メサル旨縣へ指令隊ト認メサル旨縣へ指令下部平次郎外五名上申		E一ノ傳ヲ有スト。 岩手縣稟伺 水字新田	三ノ世ヲシノブ御名ナルコトヲ発見シタリ、即チ黒森神社ハ長慶天皇ノ山陵ナルコト明ニス定津親王ノ山陵ト稱シ旧藩時代ニモ崇敬厚カリキ近來顯彰會ヲ組織シ研究ノ結果是津親王ト大河原基上申 畑山德次郎上申 黒森顯彰會上申 黒森顯彰會上申 黒森顯彰會報第二号送致シ来ル 黒森顯彰會報第二号送致シ来ル

要富39	要 東 37 昭和二年	要旨 群 35 昭和 縣 卜 右 六 北	要旨
旨右ノ地二多皆右ノ地二多皆右ノ地二多日の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月の一人月	三年八月 一長慶寺ハ 一長慶寺ハ	和六年三月和六年三月	右ノ
一年 年 年 中 年 十 月 月 地 月 月 月 中 月 日 日 中 日 日	R	ト云フホ甘樂郡高	地ヨリ
数ノ文	チ長男	スフ ノ茶臼山ヨリ國寶二: 年三月 年三月	寛成報
書 存	慶天皇	第日山	王上
	ハ即チ長慶天皇菩提寺ニテ「長慶院」外崎御用掛山崎屬勝四月 上申 上申 おおおい という おおおい おおおい おおおい おおい おおい おおい おおい おおい おお	比スベキ鏡男上	右ノ地ヨリ寛成親王ト刻セル碑ヲ發掘セリト云フ
ノ 次 次	 デート	キ 男 鏡 上 ヲ	碑ヲ経
二上上 全 上 申 上 申 中 正 更 申 上 申 正 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更 更 正 更	長寒院」	發 見 セ	掘セル
遺 臣 上 上 ガ 申		IJ,	リト云
長慶天	ト刻セル靈牌ヲ奉安シ、	チコ	フ
皇 ノ 細	ル靈牌ヲ奉安シ、	レ ハ 古	
一	一テ實	墳 ニ シ	
<u>囲</u> ケ ル	一一一	テ長	
モノフ	御陵ト傳	天皇	
リ 而	御陵ト傳フル墓石アリト云フ流セルモ長慶天皇トノ御關係	グ 御 陵	
シ テ 右	星 大 石 皇 ア ト	ニアラ	
村 内	リ ノ ト 御 景 - 闘	ズヤー	
澤二	 ラ 係 ヲ_	推考	
ソノ内ニ南朝遺臣ガ長慶天皇ノ御陵ヲ画ケルモノアリ而シテ右村内飯澤ニ長慶天皇、常次郎上申(上)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ト傳フル墓石アリト云フルモ長慶天皇トノ御關係ヲ云々スヘ	ヨリ國寶ニ比スベキ鏡ヲ發見セリ、即チコレハ古墳ニシテ長慶天皇ノ御陵ニアラズヤト推考セラル、三宅嘉男上申	
皇	^	`	

大正十三年 山梨縣南都留郡(富士谷輕島森	47 四和六年五月	要旨 口碑ニ山伏塚ヲ長慶天皇御陵ト傳フト云フ、山梨縣南都留郡東桂村山伏塚 渡邊亀吉口頭上申 い	43 要旨 石地ヨリ先ニ金製鍔ノ発 昭和十年三月 梨 電山縣氷見郡堀田村 梨	御陵ト傳フル古墳アリテ
三輪義熈著 長慶天皇紀略(富士谷輕島森旧福地八幡宮傍)	遂ニコ、ニ崩御、隨從ノ臣下ノ子孫コノ地ニ土著シ今ニコノ事ヲ傳へ又種々ノ遺物ヲ保(尊良親王王子良玄ト号シ加藤氏ヲ称スソノ子孫ノ家ニ傳フル文書)ニヨレバ長慶天皇柏木豊明上申	皇御陵ト傳フト云フ、渡邊亀吉口頭上申渡邊亀吉口頭上申	ルヤモ知ラズト云フ、発見アリ又同地ハ同縣高田市ノ長慶寺ト古ヨリ其ノ門徒ノ関係アリ寺名長慶トアルヨリ梨谷靜教上申	御陵ト傳フル古墳アリテ右ノ古画ト符合セリト云フ

昭和八年四月 作月	昭和四年二月	昭山三年一月 昭和二年二月 昭和二年二月 京都野ニハ大正十五年 新聞縣濱名郡天王村大字天王	51 要旨、忠臣ノ姓ガ地名トナ昭和八年七月 昭和八年七月 10 10 11 12 13 14 15 15 16 17 17 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	要旨 有名ナル富士文 関係 有名ナル富士文書の出来を はまる数アリ 記録モ多数アリ 記録モ多数アリ
竹山稔上申	山 山 山 山 稔 稔 稔 秋 上 上 上 」	ケ 王 内 丁 吉 閣	1トナリテ残ル所、又御所ト稱スル所アリ且藤塚ハ桃山、多摩ノ御陵ニ近似セリ(ヨツテ御陵タ)天野隆義「長慶天皇祭祀宮並ニ長慶天皇山中陵」ヲ提出(字内野	神代ノ著アリ共ニ學者ノ省ミル所トナラズ記録・一年の大学・「大学」の「大学」の「大学」の「大学」の「大学」の「大学」の「大学」の「大学」の

愛 63	要 愛 61 旨 昭 知	要 愛 55 旨 昭 知	要旨 〃 昭 〃 〃 昭 〃 〃 昭
愛知縣寶飯郡	日 和七年	和縣	和 和 和
车四月 五月	大塚古墳ハ和七年九月駅寶飯郡大塚	7羽郡布袋	(慶天皇コア) (慶天皇コア) (慶天皇コア) (東京月) (東京月) (東京月) (東京月) (東京月) (東京日)
町	要旨 大塚古墳ハ長慶天皇御陵昭和七年九月 山愛知縣寶飯郡大塚村大字大塚	子塚卜	、ノ地ニュ
富富田田	陵 山	地ニ太子 塚トイフアリ明治十年發掘ノ際「長慶天皇」地ニ太子 塚トイフアリ明治十年發掘ノ際「長慶天皇」郡布袋町曽本(曽本村)	大年二月
善 善 秋 上 上	ナリト考ヘラル本谷吉外四名上	明治十書記官・	御 稔 稔 稔 稔 稔 稔 稔 稔
申申	ヘラルト云フ	・年發掘、	子孫コ、
	云フ	ノ際「長り來	ニ 土 着
		/ アリ明治十年發掘ノ際「長慶天皇」高木書記官へ某ヨリ送リ來リシ書簡本村)	シ テ 即
			が 竹山氏
		ト銘アル碑ヲ發見セリト云フ	トナリ
		發 セ	ッ リ ト 傳
		リト云フ	た 右 ヲ
			計 ス ル 和
			ソノ子孫コ、ニ土着シテ即チ竹山氏トナリタリト傳へ右ヲ証スル秘藏文書、上申上申上申

要 和 77 旨 昭 昭 歌 . 和 和 山	備 和 71 考 / 明 歌 治 山	要 愛 65 大 知 正 縣	要旨,,,,,,
旨(右ノ地ノ日光山三社權現宮ノ境内ニ昭和八年三月) 星田義量上申昭和六年十二月 星田義量上申歌山縣有田郡八幡村	即長慶天皇ノ御陵ナリト確信スルトコ考 長慶天皇ハ又玉川宮ト申上ゲ右ノ地ノッ 六年三月 山田以孝上申 山田以孝上申明治六年正月六日 山田以孝ヨリ山歌山縣伊都郡小佐田村	要旨 コノ地ニ長慶寺アリ 大正十五年十月 大正十五年十月 マルニ 大正十五年十月 マルニ 日 アリカ アリカ アリカ アリカ アル アル・アル アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・ア	天皇崩御の六月
光山三社	 	ス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	時巵從セ
權 星田義量 星田義量	大学のでは、 大きいでは、 大きいでは、 	ハ天皇ノ御名「寛成」ノ変名ナリ、ト云フニ長慶寺アリソノ籔中ニ長慶天皇御陵ト傳十月 (数) 岩堀角次郎上申 岩堀角次郎上申	リト云フ青木平富田善秋上申富田善秋上申
	確信スルトコロー田以孝ヨリ山田	寛成」ノ変名ナル ジンで名ナル 岩堀角次郎上申	ト云フ青木平馬ナル 富田善秋上申 富田善秋上申
「龍 の ぬ た	ナハ 温 リ玉 知 ト	三御陵ト傳	ール 申 モ ーノ、
ト 称 ス ル	玉	- プリル - プリル - 古墳	文書等ア
古 墳 ア リ	ト 称 シ 字	ア リ 享保	リ天皇ノケ
之長慶天皇	玉田ト申	年 中 掘 出	ノ時后從セリト云フ青木平馬ナルモノ、文書等アリ天皇ノ御陵タルヲ知ルト云フ、富田善秋上申 富田善秋外一名上申 富田善秋上申 富田善秋上申
_呈 御 陵 ナ	へ處二宮ノ	- シ石棺 ニ	知ルト云
· リト 確 信	段ト云フ	「 弘 仁 太	ブ、
ト称スル古墳アリ之長慶天皇ノ御陵ナリト確信ス而シテ之ヲ	田川ト称シ字玉田ト申ス處ニ宮ノ段ト云フ古墳アリコレ	リ弘仁ハ天皇ノ御名「寛成」ノ変名ナリ、ト云フコノ地ニ長慶寺アリソノ籔中ニ長慶天皇御陵ト傳フル古墳アリ享保年中掘出セシ石棺ニ「弘仁太子棺」ト刻セ十五年十月 (+製造のでは) 岩堀角次郎上申 岩堀角次郎上申 おり とり おり とり	
之 ヲ 	コレ	刻 セ	

要旨、右地ハ王墓ト稱スルコト等ヲ以テ陵ナラント云フ、昭和十年四月 中村彦次郎外二名上申京都府船井郡東本梅村字大内	要旨 右ノ地ニ小祠アリ長慶天皇ノ御陵ナルコトヲ先祖ヨリ傳承シ、確信スル所ナリト云フ昭和四年十二月 上谷保惠上京訪問實地調査願提出 昭和二年 上谷保惠ヨリ三上參次宛書簡 上谷保惠外一名上申	明治三十六年二月 野路井守長建議京都府蓮華峯寺陵御拝所内岩石	要旨 高野春秋ノ記事ニ暗示ヲ得テ多年探査ノ結果山國陵内経塚ト称スルハ即チ長慶天大正十五年 同人 上申明治三十六年八月 藤野静輝上申 歳野神輝上申	證スル幾多ノ證據ヲ有セリト云フ
	7		スルハ即チ長慶天皇御陵ナルコトヲ知リ得タリ	

兵庫縣武庫郡大庄村濱田 大正十五年十月	101 要旨 右ノ地ニ先祖ヨリ 昭和三年五月 昭和三年五月	97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97 9
中島正夫上申菜切山	信スト云フョリ長慶天皇御名入石碑埋没ト傳へ來リ先日實地踏査セル處御紋章入リ石碑ヲ發見シ傳來ノ誤ラヨリ長慶天皇御名入石碑埋没ト傳へ來リ先日實地踏査セル處御紋章入リ石碑ヲ發見シ傳來ノ誤ラ寺村	リ多數ノ當時ノ文書記録ヲ所持セリト云フ リ多數ノ當時ノ文書記録ヲ所持セリト云フ リ多數ノ當時ノ文書記録ヲ所持セリト云フ

昭和四年十二月 林仲治上申	月 雜誌有終所載(日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	月月	F]	〃 〃 〃 京都日出新聞所載	大正十四年四月 大阪毎日新聞所載	大正十三年六月 牛尾得明圖面提出	大正十年 牛尾得明上申	大正四年	明治四十五年三月 牛尾得明上申	(コノ年前足立正聲宛屢々上申セリト云フ、)	明治四十二年四月 牛尾得明上申	鳥取縣岩美郡面影村櫻谷	109	察スト謂フ、	右ハ宇多天皇ノ御陵ナリト傳フル地ニシテ高貴ノ墳墓タルベシ因テ長慶天皇御巡幸ノ途コノ地ニ崩御セラレタリト推	昭和十年三月 衣笠公寛上申	兵庫縣佐用郡中安村字安川	107	要旨 右ノ地ニ武内陵ト称スル塚アリ之長慶天皇御陵ニアラザルヤト考へラルト云フ	
																7長慶天皇御巡幸ノ途コノ地ニ崩御セラレタリト推				ト考へラルト云フ	

の 五月 近藤常市上申 昭和五年四月 近藤常市上申 大正十三年九月 近藤常市上申 大正十三年九月 近藤常市上申 近藤常市上申 近藤常市と申 近藤常市と申 に藤常市外一名上申 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	テ調査ヲ願フト云フニ在リ要旨 右ノ地ニ長慶天皇ノ御陵存スル由ヲ確聞セリ而シテ今回國立公園ニ指定セラル、トノ事ナレバソノ破壞ヲ恐レ昭和八年十一月 山内誠之上申 4円・15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日	要旨(右ノ地ニ宮内塔ト称スル石塔アリ四圍ノ状況ヨリ觀察シテ長慶天皇御陵ナリト確信スト云フ(昭和三年五月)(松岡清吉上申)、「大田東島縣加茂郡東高屋村字白市)(13)	要旨 利性院ニ長慶天皇山陵ト刻セル額アリ又代々住職ノ墓所ニアル五輪塔ヲ天皇ノ陵ト傳フト云フ昭和二年十一月 山名慶傳上申 山名慶傳上申 山名慶傳上申 山名慶傳上申	要旨 右櫻谷ニ寶篋印塔アリ長慶天皇御陵ト傳へ其他コレヲ證スル文獻御遺物等アリト云フ、 昭和七年十一月

123 一次正十三年四月 大正十三年四月 大正十三年四月 一次正十三年四月 一次正十三年四月	21 9 四十二年 明治四十一年 一年 121	刻セリ是即チ長慶 対土 に 大正十五年十一月一日 大正十五年十一月一日 大正十五年十一月一日 は に が は かん は	要旨 右地内甲賀原ノ-昭和七年三月
ニ相違ナキコト、思料スト云フノ地方ニハ當寺勤王ノ諸生逃レ來ルモノ多キニ鑑テ天皇ノ御三年四月 大西南山上申	陵ノ徴證ヲ認メサル旨指令吉井村、久米村及拝志村々民上申	刻セリ是即チ長慶天皇御陵ニアラズヤト推定セラルト云フ社ニ楢大權現トテ衣冠ニテ牛ニ乘レル御像アリ、神社ノ奥一丁ノ處ニ小塚アリ塚上ノ石碑ニ「建徳ニ年ニ月」ト芳闕嵐史 南朝九代記ニ長慶天皇伊豫國ニ御潛幸ニナリ時ニ牛ニ乘リ給フテ云々ノ記事アリ、右ノ地ノ楢原神十五年十一月一日 大阪毎日新聞所載越智郡龍岡村(註4)	地内甲賀原ノ古墳ハ長慶天皇ノ御陵タルコトハ旧記及口碑傳説ニヨリテ明瞭ナル處ナリトイフ、年五月 近藤常市上申 四月 近藤常市上申 近藤常市上申

					昭	"	昭	大	"	"	"	"	"	"	明	德島	127		要旨	大	愛媛縣北	125
三年七月	三年六月	三年五月	三年二月	二年十一月	和二年十月	二年九月	和二年一月	大正十五年十一月	二十七年三月	二十六年五月	二十五年六月	二十年六月	二十年三月	二十年一月	明治十九年四月	德島縣板野郡板西町字青塚金泉寺内		旨記載アリ即皇孫ハ	報恩寺ニ嘗テ後醍醐	五年七月	宇和郡清滿村山	
"	"	"	/ 上申	安藝龍平上申	安藝龍平外三名上申	坪井千代松ヨリ大臣へ私信上申	安藝龍平外二名上申	安藝龍平外二名上申	發見ノ礎石ハ後人ノ建設ニ係リ當時ノ製造ト認メ難キ旨縣へ申牒	同人上申	同人建言	同人再建言	吉岡高城建言	發掘古器物献納	陵ト認メ難キモ書面ハ留メ置ク旨縣へ申牒	% 金泉寺内		アリ即皇孫ハ長慶天皇ナラント云フ	國天皇御木像ヲ奉安セリ之ガ由緒ニ天皇ノ御孫御木像ヲ奉シ當地ニ來リ遂ニコ、ニ薨去セル	豫上申	財報恩寺	

明治廿八年 明治廿八年	要 旨 昭 昭 和 和
明治廿八年二月明治廿七年五月岡縣嘉穂郡碓井	マニュー (リトラン) (リトラン) (リトラン) (リトラン) (リトラン) (リトラン) (カー・カー) (リトラン) (カー・カー) (カー・カー) (カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
月月井村	三年九月 三年九月 三年十二月 五月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月
大 字 臼 井 礫 井	三年九月 三年九月 三年九月 三年九月 三年十二月 四年二月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
田正敬潛龍-鬼塚	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
磯田正敬潛龍遺事ヲ著ス井口彦市上申	三年九月 三年九月 三年九月 三年十二月 四年二月 ・ 五月 ・ 七月 ・ 七月 ・ 七月 ・ 七月 ・ 七月 ・ 七月 ・ 七
ヲ著ス	- ル - 大 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一
	三年九月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	皇久々御
	人 其 注 策 三
	皇 御 ノ 座 御 □ □ ママ
	ヘル □マー 幾 重 多 う
	又其他天皇ノ御陵ヲ證スル幾多ノ資料ヲ發見セ□以て應永五のででででででである。 でででは、 1 でででは、 2 ででででである。 2 では、 3 ででである。 2 ででである。 3 でのでは、 4 でのでは、 5 での

明治十三年八月 上申 第二類「傳説・地名ヲ存スルモソノ内容ヲ詳ニセサルモノ」	要旨 右ノ地ニ存スル古墳ヲ長慶天皇ノ御陵ナリト云フ、明治廿五年八月 赤川源太郎外一名上申北海道渡島國龜田郡銭亀村字観音林	33 要旨 千手寺境内小丘上ニ長慶天皇御陵ト傳フルモノアリマ大正十五年七月 井口泉上申 大正十五年七月 井口泉上申 大正十五年五月 井口泉上申	の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
		ト云フ千手寺境内小丘上ニ長慶天皇御陵ト傳フルモノアリ又井口氏ノ過去帳及系圖又天皇ノ御陵ナルコトヲ記載セリ十五年七月 井口泉上申十五年五月 井口泉上申 井口泉上市 井口泉上市 非田泉上市 非田泉上市 ままが (1) おおり おりまま (1) おりまま (2) おりまま (2) おりまま (3) おりまま (4) おりまま (4) おりまま (5) おりままま (5) おりままま (5) おりままま (5) おりまままま (5) おりまままま (5) おりまままままま (5) おりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	ヨリテ長慶天皇御陵ハ右ノ地ニアリト云フ、スル井口氏所藏ノ系図、河津家ニ所藏スル継承家譜、江口スル井口氏所藏ノ系図、河津家ニ所藏スル継承家譜、江口

青森縣南津輕郡浪岡村字五:	五輪崎森
明治十三年六月	長慶天皇御陵ト認メサル旨内務省ニ囘答ス
7	
青森縣南津輕郡富木館村大字水木御林森	大字水木御林森
明治二十四年五月	相馬喜助上申
29	
福島縣石川郡泉村大字小高	- 同
昭和九年三月	歷史公論所載
〃 七月	東京日日新聞所載
参考、調査ノ結果御陵ナリ	ノ結果御陵ナリトノ説有力ナリト云フ
群馬縣佐波郡芝根村下茂木王院宮33	木王院宮
要旨 右王院宮ノアル地へ(明治)	右王院宮ノアル地ハ長慶天皇ノ御陵ト傳フト云フ田院宮ノアル地ハ長慶天皇ノ御陵ト傳フト云フ田の一王院宮取調書
市	
故増田御用掛實地調査セルコ明治初年印刷ノ歴代徴陵區ニ	4セルコトアリ
昭和三年八月 奥田一志	夫ヨリ佐藤侍醫頭宛ノ書簡中ニ右ノ地ガ長慶天皇御陵ナリトノ傳説アル由ヲ記載セリ

明治三十八年一月 井村米太郎上申 滋賀縣甲賀郡雲井村大字勅旨玉桂寺境内 81	要旨 右ノ地ノ墓地ニ一般人墓地ト區別シタル個所アリテ會田陵ト稱シ長慶天皇御陵ト確信スト云フ昭和六年三月 堤久吉上申 ポート 堤久吉上申 現外 東郡富里村大字下川字打越79	《 三十八年三月 大西敏明上申明治六年五月 金剛寺教議所ヨリ上申和歌山縣伊都郡髙野村大字高野山奥院山内、玉川	要旨 明治三十七年掿園老人ノ記セル家記ニ御陵ハ上多氣ト下多氣ノ中間ニアルベシトアルヲ以テ右地ヲ御陵ト推考昭和十年三月 駒田泰雄上申 写本 財団を持ている 別田泰雄上申 ります はまま はまま しょうしょう いんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はい こうしょう はいしょう はいまい しょう はいしょう はいまい はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいりょう はいまま はいまいま はいしょう はんしょう はいしょう はいしょう はいしゅう はいまま はいままり はいままれる はいまま はいまいま はいまま はいままま はいまままままままままままままま	要旨 村名ヲ逸セルモ右郡内ニモ長慶天皇御陵ト傳フル古墳アリト云フ、大正十五年十月 岩堀角次郎上申 愛知縣額田郡 59

名 富山縣西礪波郡西野尻村安居寺 明治四年二月 大 大 大	大正十三年三月十一日 山田 ・ 三月十八日 東京 大正十五年十月十日 吉田 大正十五年十月十日 吉田 大正十五年十月十日 吉田 大正十五年十月十日 吉田 大正十五年十月十日 吉田 大正十五年十月十日 吉田	第三類「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ	京都市上京區聖護院町字西畑	を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
(大) (大) (大) (大) (大) (大)	天皇」ト称スル古墳アリ、近來コノ塚ノ附近ヨリ「天皇」ト刻字アル板碑ヲ發掘セリト云フ吉田清一郎上申東京朝日新聞記事掲載	5日本には日本のでは、1945年の	鈴鹿熈靖上申	轉載セルモノナリ「轉載セルモノナリ」では臺族ノ皇ノ御陵ニアラザルカト京都府ニ届出タル旨大阪毎日「理」所載

。 二十二年十月十二日 参考地木柵寄附ヲ出願之ヲ聽許シ褒狀下附。 二十二年八月 外崎覺外十四名上申明治二十一年十二月 兆域ヲ定ム ・
第四類「傳説文獻又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」
要旨 右ノ地ノ國王神社ノ境内ニ御首塚ト称スルモノアリ長慶天皇御陵ト傳フト云フ昭和二年 大阪朝日新聞所載 大正十五年十二月一日 南海新聞所載 大正十五年十二月一日 南海新聞所載 高海新聞所載 133
要旨 右ノ地ニ南帝王ノ御陵ト称スルモノアリ又南帝王ノ御事跡ヲ傳へ南帝王ハ即チ長慶天皇ナラント云フ昭和二年十月 小杉正一臣 三重縣南牟娄郡五郷村字寺谷 67
『四年 『四年

73 和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川參考地 〃 昭 和 昭和三年二月二十二日 明治六年四月 11 大正十五年十一月 昭和二年十一月 大正十五年十月 11 " 三十三年九月 二十一年二月二十四日 十一年一月十二日 十年十二月 九年六月十四日 七年三月 四十二年九月五日 四十一年八月十二日 三十一年七月 三十年六月 二十九年十月 二年 年 七月 岩谷民藏上申 和歌山縣知事ヨリ調査方上申 湯川潔上申 丹生川村戸長外三名上申 地域ヲ擴張ス 岩谷民藏著「長慶天皇御陵ニ就テ國史修正考證」ヲ刊行シ送附シ來ル 岩谷民藏著「吉野朝ト高野山並ニ長慶院御陵立證」ヲ刊行シ送附シ來ル 同人追申 岩谷民藏追申 本陵二確定方、 湯川潔建言 工事成ル 塔ノ四周ニ假柵ヲ建テ戸長ヲシテ取締ラシム 實檢勘注成ル 東奥日報小谷部全一郎所説發表、 佐藤光永上申 盗掘アリ 外﨑覺上申 参考地ヲ本陵ニ確定方中畑榮出願 番人一人ヲ置 傳説地ト決定 井本祐見外拾名請願

" 年八月 松葉孝次郎上申

91

京都府葛野郡嵯峨町天龍寺慶壽院舊址 大正九年 八代國治著長慶天皇御即位ノ研究

慶壽院ハ長慶天皇皇子海門ノ開ク處ニシテ天皇南北朝合一後嵯峨ニ居ラレタリトセバ即チコノ寺ニ御座セシナ

ラン而シテ寺内ノ開山塚ハ長慶天皇御陵ナラント提唱セリ

大阪府南河内郡川上村觀心寺

昭和二年二月 觀心寺住職上申

觀心寺ハ南朝トハ特別ノ関係ニアリ後村上天皇、新待賢門院ノ例ニ鑑ミ長慶天皇ノ御陵存在シテ然ルベキ所ナ リ而シテソノ御髪塔ノ寺内ニアル事ハ寺ノ過去帳ニ照シテ明瞭ナル處ナレバ調査ヲ願フト云フニ有リ

註1 第一回総会における「別紙五」「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月」(本文では「傳説箇所昭和十年六月」)と、第

ただし、各傳説箇所についての記述は専ら「長慶天皇御陵傳説箇所昭和十年六月」に拠り、「第一類」~「第四類」の 二回総会における「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」(本文では「傳説箇所分類表」)(典拠はいずれも 『臨時陵墓調査委員会総会議事録の部[]昭和十年』(宮内公文書館所蔵、 識別番号26625)を合わせて編集した。

(註2) 分類については「長慶天皇御陵傳説箇所分類表」に拠った。

こない。さらに、項目の記載が長くなった場合にはその分の奇数ページはでてこない。 順に従う。また、「傳説箇所昭和十年六月」は各伝説地ごとに奇数ページ起こしとなっているため偶数ページはでて 各欄冒頭のアラビア数字は、「傳説箇所昭和十年六月」のページである。その順は概ね所在地府県別の北から南への

(註3)

類表」に拠った。 「第一類」~「第四類」の説明は、本文でも引用した第二回総会で配布された「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説個所分

(註4)

類表」での表記は「同(愛媛縣)越智郡鈍川村(龍岡村)」。 「第一類」19ページの「愛媛縣越智郡龍岡村」は、第二回総会で配布された「添付書類二」「長慶天皇御陵傳説個所分

表2 「円山・入道塚陵墓参考地等実地調査予定」

宇治陵 白鳥陵 釈迦堂 円山陵墓参考地 宇治朝日山古墳 慶壽院址 嵯峨山上陵 蓮華峯寺陵 狸塚(又云狸藪)円山 入道塚陵墓参考地 継體天皇陵 同陵東南ノ古墳 円山、入道塚陵墓参考地及ビ其他ノ實地調査カ月中旬以前 (河内) 以上一日 以上一日 フ南 同右 同右 同右 同右 同右 宇治墓ノ関係 諮問第五號関係 諮問第一號関係 諮問第二、第三號関係 諮問第一號関係 諮問第二、第三號関係

知恩院

松栄女王

尊信女王墓ノ関係(閑院宮)

白鳥陵 (大和) 以上一日

善正寺

笠間山陵 以上一日

| 日尊女王 | 日照女王墓ノ関係 (伏見宮) (有栖川宮)

(追記)

部である。論文の標題と研究課題の名称が異なるのは、 説箇所」の「調査」「審議」―宮内公文書館所蔵『臨時陵墓調査委員会録』から―」の成果の一 論旨の明確化を目指したためである。

本論文は、平成三十年度成城大学特別研究助成「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵「伝

九八